

# 匝瑳市議会平成19年6月定例会議事日程（第5日）

6月12日（火曜日）午前10時開議

- 1 開 議
  - 2 上程議案に対する大綱質疑
  - 3 議案（第1号－第5号）・請願（第1号－第3号）の委員会付託
  - 4 散 会
- 

## 出席議員（23名）

議 長	山 崎 剛 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君（遅刻）
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 藤 公 夫 君
14 番	小 川 昌 勝 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	22 番	行 木 勲 君
24 番	大 木 傳 一 郎 君		

---

## 欠席議員（1名）

23 番 林 日 出 男 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	實 川 豊 治	次	長 大 木 昭 男
主 査 補	林 朝 美	主 査 補	小野寺 綾 子

地方自治法第121条の規定による出席者

市長	江波戸辰夫君	副市長	伊藤正勝君
会計管理者	林明君	秘書課長	小林正幸君
企画課長	増田重信君	総務課長	角田道治君
財政課長	宇野健一君	税務課長	伊知地良洋君
市民課長	石橋春雄君	環境生活課長	古作和英君
健康管理課長	大木公男君	産業振興課長	鈴木日出男君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院局長	飯島平一郎君	教育委員会会長	江波戸寛君
教育委員会会長	鈴木勘治君	教育委員会会長	二村好美君
教育委員会会長	鈴木憲一君	農務局局長	加藤三好君

### 開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより6月8日の本会議散会前に引き続きまして、本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



### 発言の申し出（議案等の訂正について）

○議長（山崎 剛君） ここで申し上げます。

議案等の訂正について、角田総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、議案等の訂正についてお願い申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めること（匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について）に添付しました匝瑳市税条例の一部を改正する条例新旧対照表の6ページをお開き願います。

左側の欄の上から4行目になりますが、改正後の条文のうち下線の部分の「及び前項」と記したところがございます。これを削除を願います。改正後の条文は削除すべきものでありましたが残ってしまいました。おわび申し上げますとともに、よろしく御訂正のほどお願い申し上げます。

以上でございます。



### 上程議案に対する大綱質疑

○議長（山崎 剛君） 日程第1、日程に従いまして、これより上程議案に対する大綱質疑の件を議題とします。

この際申し上げます。本日の日程は大綱質疑であります。質疑終了後に、各常任委員会に議案の審査を付託いたしますので、質疑については議案の大綱の範囲内とし、重複する事項は避け、円滑な議会運営ができますよう御協力お願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

これより質疑に入ります。

報告第1号 平成18年度匝瑳市一般会計予算繰越明許費繰越しについてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 報告第1号、繰越明許費について若干お伺いいたします。

これは当然、会計年度独立の原則ということで、例外中の例外ということで繰越明許費の繰越しについては、そういう立場が必要だろうと。ごく最近、こういう明許繰越しがかなり毎年件数が多く議会に報告されていると。今回9件、感じとしては大変多過ぎると、こういうふうな印象を持つわけですが、この9件とも国庫支出金が合わせて1億2,823万7,000円ということで、未収入の特定財源、いわゆる国庫支出金が未収入という形で繰越明許と。

そこでちょっと確認したいんですが、この繰越明許費というのは財源はあるけれども、さまざまな事情、理由で執行が遅延した場合の特例としてこの明許繰越しをするというのが原則ではないでしょうか。そういう意味で、こういうような9件のいわゆる国からの未収入というような形の明許繰越しというのは、これはどういう明確な理由があるのか明らかにしていただきたいと。

これを見てみると、ほとんど事業費全額の繰り越しですね。だからいろんな事情で総額のうち2分の1は次年度に繰り越さなければならないという、この場合なら幾つかの事情があるわけですが、全額繰越し、ましてや国からの国庫支出金がほとんど。これは本来ならば3月にできなかつたんですか、この会計上はどうなるんですか。例えば約1億3,000万円の繰り越しということになるわけですから、平成18年度に歳入して支出するというものであったわけけれども、平成19年度に丸々繰り越されるということになれば、平成19年度の決算というのに、そうすると今度は平成18年度は未済として処理するというのか、こういうことになるのかどうか、その辺。ましてやこの明許繰越しの出納整理期間はいつになるわけですか、通常5月30日でしょう。これはこの場合の期限、期間はいつになると。その辺の9件のそれぞれの事業内容の理由と幾つかの私の指摘について、まずお伺いしたいと思うんですが。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 今回の繰越明許9件につきましては、まず大木先生の方から3月にできなかつたのかというお話がございましたが、これは3月の補正予算に計上をさせていただきます。3月の補正予算書がございましたら、後で御確認いただきたいのですが、3月補正予算書の6ページの方で、第2表、繰越明許費ということで9件すべて計上をさせていただきます。今回はその3月の補正予算の繰越明許費に基づきまして、平成18年度から平成19年度に繰り越したことを報告をするというものでございます。

では、なぜそういったことになったかという理由でございますが、9件とも国のことしの2月、つまり平成18年度の2月の補正予算で国庫補助が措置をされた事業でございます。国の2月の補正予算に計上されて、市の3月補正予算で新規に計上した事業でございますので、当然、期間的に契約にまでは至らない案件が9件ともすべてでございます。したがって、3月の補正予算の段階で国庫補助も計上して歳出も計上してございますけれども、平成18年度中には執行できないということで平成19年度に繰り越しをして執行するというところでございます。国庫補助金につきましては、そういう状況ですので、平成18年度では国の方から入ってまいりません。平成19年度に繰り越しまして、平成19年度の歳入として調定をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） そういうことで繰り越す理由について聞いたんですが、国からの措置が2月であったと、ただこれだけの理由なんですか。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 国の2月補正で、国庫補助について措置をされて、市の3月補正で予算計上しましたので、予算成立から恐らく10日間もなかったと思いますが、つまり年度中に執行することは不可能だったということでございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） そうすると、いわゆる国からの国庫支出金として歳入がないと。こういうような場合、こういう地方自治法で定められた明許繰越しの条件に合うのかどうか、いわゆる歳入がないという場合は、やっぱり本制度を用いるべきではないと。だから本来は平成19年度の事業としてするというのが本来的ではないのかと。

最近、なぜこういうような形で明許繰越しが数多く生まれるような、過去には私の中では、ここ数年は結構あるんですが、以前にはそういうことは余りなかったような記憶があるんですが、その辺どういうことなのか。

今後の問題ですが、今後こういうことが想定されるということなのか、できるだけ避けるような努力をどういう対応をしていくのか、その辺の基本的な見地はいかがか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず、これにつきましては国の方の事情がありまして、国の方は

補助金は平成18年度の予算で措置をしたということでございますので、国の方の補助事業としては平成18年度事業ということになります。過去にも例えば景気対策とかで国の方で1月、2月ごろに補正予算をつけて、それで学校の体育館などを建てたこともございます。そういう場合も繰越明許をいたしまして対応してきたわけです。要するに国の方の予算の都合で、年度の終わりごろになって国の予算ができるということであれば、地方自治体としては、それを受けて3月で補正予算をして、それを新しい年度に繰り越して執行するということは、これはやむを得ないのではないかというふうに思いますし、今後も国の方がそういったことで補助を年度のぎりぎりにつけてくるというような場合、補助制度を活用するという意味合いから、今後もあるというふうに理解をします。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 続いて伺いたいですけれども、今、課長の方から、国の補助事業としては国の平成18年度補正予算に計上されたけれども、地方自治体の執行としては平成19年度になるということなんです、その執行というのが歳入歳出の予算執行ということのみなんですか。それから具体的な工事や事業ということが、平成18年度中に終了しているけれどもということなのか、それとも平成18年度、平成19年度にまたがって行われているのか、あるいは平成19年度に初めて工事や事業が新たに行われるということなのか、その辺の具体的なことを伺いたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 平成18年度の3月補正予算で市の方の歳入も歳出も計上してございます。これを平成19年度に繰り越すということでございますので、平成19年度の予算には歳入も歳出も計上してございません。それでも平成19年度に繰り越して、平成18年度分を執行できるということでございます。

平成18年度中に幾らかやってあるのかということでございますが、この9件とも平成18年度中には一切手をつけてございません。期間的にも10日足らずの期間でしたので、すべて平成19年度になってから動き始めたというものでございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） そうしますと、実際の予算計上は年度末と、それから執行が翌年度ということなんです、じゃ、こういうことが可能であるだろうという見通しについては、いつごろ見通しを持ったということでしょうか。それもいかげんなところでやるわけには

いきませんから、はっきりした見通しが出てのことだろうと思うんですが、例えば広報活動費というのが何をどういう内容のことなのか説明、そういう具体的な内容も説明いただきたいんですけども、循環バス運行事業1,800万円、国、国庫支出金です。循環バス運行ということは、平成18年度、平成19年度ということで、これはどういうことなのか。具体的に循環バスは運行されているわけですよね。その辺の兼ね合いがよくつかめないの、その事業内容と予算について、例として事例を挙げてわかりやすく説明いただきたいんですけども。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それでは9件全部御説明申し上げます。

まず上から順番にいきますと、広報活動費でございますが、広報活動費720万円の繰り越しでございますが、これは匝瑳市市勢要覧の作成経費でございます、財源は全額国の合併補助金でございます。こちらにつきましては既に5月31日に契約済みでございます。

その下の循環バス運行事業でございます。1,800万円の繰り越しですが、これは市内循環バスの車両購入費でございます。財源は全額国の合併補助金でございます。こちらについては循環バスが旧八日市場市内に走っていて、旧野栄町内は走っていなかったという意味合いから、バス車両1台の購入について合併補助金が対象になったものでございまして、現在の状況としては導入するバスの車種の検討作業中ということでございます。

それから防犯対策事業315万円でございますが、防犯指導員の活動服の購入費ということで、これも全額国の合併補助金でございます。状況といたしましては、6月13日に入札を予定しております。

防災対策事業1,200万円の繰り越しでございますが、こちらは市の防災計画の策定業務委託料でございます、これも全額国の合併補助金でございます。4月26日に契約済みでございます。

その下の電子計算処理事業でございますが、こちらは191万4,000円でございます、後期高齢者医療制度の実施に伴う介護保険の電算システムの改修費でございます。財源は国庫補助が2分の1、市の負担、一般財源が2分の1でございます。システム改修につきましては、後期高齢者医療制度との関連もありまして、現時点では未着手でございます。

その下の農業振興地域整備計画策定事業693万円ですが、これは匝瑳市の農業振興地域整備計画策定に要する経費でございます、全額国の合併補助金でございます。現在、仕様の検討中でございます。

その下の市道01137号線（野手）道路改良事業2,500万円でございますが、新市建設計画の

南北連絡道路のうち、藤四郎野・内裏塚浜間の測量調査設計に要する経費でございまして、これも財源は国の合併補助金でございます。6月20日に入札を予定しております。

その下の消防施設整備事業でございますが、2,700万円でございます。市内の消防団用の水槽付きの消防車を3台購入するものでございまして、合併協議ですべての分団に水槽付きの消防車を配備するという協議が調ったことに対応するものでございます。財源は国の合併補助金でございます。状況としましては、現在仕様の検討中ということでございます。

それから一番下の小学校施設整備事業でございますが、2,800万円でございます。共興小学校を除く旧八日市場市内の小学校と、それから八日市場幼稚園、のさか幼稚園、こちらの方の保健室や校長室、職員室にエアコンを設置する工事費でございまして、こちらも財源は全額国の合併補助金でございます。6月20日に入札を予定しております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。報告第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。

報告第2号 匠瑤市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） それでは質問をさせていただきます。

この報告について見てみますと、匠瑤市の土地開発公社においては、都市計画道路事業用地ということで201.71平米、商工業観光活性化施設用地として3,651.14平米を所有しているわけでございます。このうちの商工業観光活性化施設用地3,651.14平米、J T跡地でございますけれども、これについてお尋ねをさせていただきます。

平成19年度の事業計画を見てみますと、この保有地についての維持管理及び売却をすると。売却ということで報告がなされているわけでございます。この土地は言うまでもなく、今申し上げました商工業観光の活性化施設用地として匠瑤市が開発公社に先行取得をしていただいたものでございますが、そこでお伺いするのは、ここに今、私申し上げましたように、事

業計画に示されたように、平成19年度中に利用計画が定められて売却する見込みが立っているのかと、そのように理解をしてよろしいかをまず1点目でお伺いいたします。

次に、平成18年度の事業報告がございます。これを見ますと、平成19年2月20日に、第2回の理事会が開催されております。この理事会の際に、施設用地としての利用計画についてどうだというような意見なり質疑があったのかどうかをお尋ねをさせていただきます。

次に、公社の借入金でございますけれども、平成18年4月1日から平成19年3月31日での平成18年度事業決算報告書を見ますと、短期の借入金1億2,000万円がございまして、そして同年度内に返しているわけでございますけれども、この利息が57万4,936円支払ったとなっているわけでございます。利率は4.5%のようでございますけれども、これは借り入れ期間はどのようであったのか、この3点について、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それではまず、公社の事業計画の中には、平成19年度中に売却をするという事業計画になっております。これは公社として平成19年度中に市に買い取っていただきたいという意向を計画の中に込めたというものでございまして、市の当初予算にも計上されておられませんように、市に売却できるという見込みがあって計上したわけではございません。早く何とかしてくださいという公社の方の意向を計画の中に込めたというものでございます。

それから、2月の理事会での質疑あるいは理事の皆さんの御意見ということでございますけれども、1つとしては、いつまでも商工会に任せておくということではなくて、市ももっと積極的、意欲的にかかわっていくべきではないかという御意見がございました。それから、国道までつながるよう、もっとスケールを大きくして利用するようにした方がいいのではないかという御意見もございました。それから2月の理事会ではございませんが、ことしの5月の理事会では、国道まで広げてスケールを大きくするというのが無理なら、当面あそこの場所だけ利用するというのであれば、公園が適当ではないかといったような御意見がございました。公園でございます。

それから、3番目の利息57万4,936円に係る借り入れでございますが、これは平成17年12月26日から平成19年3月26日までの借り入れでございまして、平成17年12月26日に2,000万円、これは手付金に充てました。それから平成18年3月27日に1億円を貸し付け実行を受けております。借り入れ先はちばみどり農協で、利率は0.46%でございました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ありがとうございます。

ちょっと重複するんですけれども、ここに短期借入金明細表と長期借入金の明細表、14ページでございますが示されております。銚子信用金庫から借り入れと、ちばみどり農協からの借り入れがあるわけでございますが、ただいま、ちばみどり農協の方は2回に分けて借り入れたということもお話出ましたけれども、いま一度、銚子信用金庫、ちばみどり農協に分けて、借り入れ期日、返済予定、あるいは返済日ということでお答えをいただきたいと思っております。

次に、今、公社としては早目に何とか利用計画を定めていただきたいというような願望を込めたと。また理事会の中では商工会だけではなく、市も積極的に関与したらどうかというようなことで意見が出されたということでございますので、まだその利用計画については未定、検討中ということであろうかと思っておりますけれども、今、答弁ありましたように、平成17年12月26日に、この土地は取得されているわけでございます。そして既に1年5カ月が経過していると。この間、この利用方法の検討はどのように行われてきているのか、時系列、つまり1回目はいつ、2回目はいつというようなことで御答弁をいただきたいと思っております。

また、この利用方法につきまして、検討する機関が設けられていると思っておりますけれども、どういう名称で、どういう委員さん、役員さんの構成ですか、そしてまた、その長はどなたであるのかをお尋ねしたいと思っております。

それから、平成18年度事業報告の中に監査報告がございます。これは平成18年度事業報告の15ページの次に、監事の伊知地さんと林さんの報告がなされているわけで、この文章では、定款及び諸規定が遵守されて運営されているとございます。公社においても、この商工業観光活性化施設用地について、先ほども要望が出たように毎年借り入れ利息を払うというのは負担であるわけでございます。ですから理事会の話も出ましたけれども、監査の際にも、監査委員の方から早期に利用計画の決定をすべきであるというような指摘あるいは意見はございませんでしたでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私の方からは1点目と4点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の借り入れの関係ですが、銚子信用金庫からの借り入れは、平成19年、ことし

の3月26日でございます。平成20年、来年の3月25日までの1年間の借り入れになっております。この銚子信用金庫からの借り入れをもって、ちばみどり農協に返済をいたしました。

金利につきましては0.65%です。ちばみどり農協につきましては、先ほども申し上げましたが、平成17年12月26日から平成19年3月26日までの借り入れでございまして、2,000万円が平成17年12月26日から、1億円が平成18年3月27日からの借り入れということで、借り入れ先はちばみどり農協、利率は0.46%でございます。

それから、監事さんからの指摘、意見はということでございますが、まず御指摘というのはございませんでした。ただ、土地の利用計画の検討状況と今後の見通しについて御質問がございました。商工会での検討状況と、それから公社としては市にできるだけ早く利用方法を決めてもらって市に買い取ってほしいと考えていることを御説明いたしまして、監事さんに御了解をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 浪川議員さんの御質問の2点目と3点目について、産業振興課の方から御答弁をさせていただきます。

まず、2点目の検討中の委員会とか、それがどのくらい開かれたかということでございますけれども、第1回目が平成17年8月30日に開かれております。続きまして第2回目が平成17年9月22日に開催されております。3回目が平成17年10月20日に開かれております。4回目が平成17年11月11日に開催されております。平成18年度につきましては開催されておられません。

3点目の委員会でございますけれども、J T跡地活用対策委員会という名称でございます。構成でございますけれども、主な構成団体は商工会、商業協同組合、サービス券会、観光協会でございます。これは旧八日市場市、野栄町の商工会関係者が入っております。それからオブザーバーとして合併前の両市町の産業担当課長が出席しております。代表者でございますけれども、八日市場商工会の副会長が就任されております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ただいま産業振興課長の方から御答弁がありましたように、J T跡地活用対策委員会ということで、これが平成17年8月30日、9月、10月、11月というように

利用方法が検討されているようでございますけれども、この記述を見ますと、すべて購入前でございます。購入後は平成17年12月26日以降一度も開かれていないと。当時この委員会については、旧八日市場市の商工会あるいは旧野栄町の商工会の委員さん方の合同で検討されていたわけでございますけれども、匝瑳市として商工会も合併したわけでございます。ことしですか。それで新しい組織というのがもう既に立ち上がっているのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

今聞いていると利用計画、まだほとんど具体的なものが出ていないというような気がするわけでございますけれども、この過去4回の中でどのような、例えばこういうものはどうか、こういうものはどうかというような案や計画があればお尋ねをさせていただきたいと思えます。

もう一点でございますが、このJ T跡地活用委員会ですか、今も申し上げましたように、平成17年11月11日が最後であると。平成17年度当初にJ T跡地が売りに出されまして、商工会の方で利用する計画がないかというようなことで、市の方から投げかけたわけでございますけれども、商工会は市の中心部、また将来、匝瑳市として合併する中で、市の活性化のために利用したいと非常に熱心であったわけでございます。しかし購入する資金がないと。何とか市で土地だけは取得していただけないかというようなことで執行部の方にも種々の要望があったわけでございます。それが今、明らかになったように、平成17年11月以降の努力が余り見られないわけでございます。この土地を先行取得した市長、それと平成17年3月定例会で全員協議会で、この土地の購入について、市長の方から意見を求められた当時の八日市場市議会におきましては、多数が賛同して土地の先行取得に至ったわけでございますけれども、依然として土地利用計画が先へ進んでいないということでございます。

先ほど理事会あるいは公社の監事の方から、御意見があったように、改めて市が強力にこの利用の検討、利用計画の推進を図るように働きかけていただきたいと望むものでございますけれどもいかがでしょうか。

そしてもう一つ、この新しい組織、匝瑳市としての組織ができていないならば、早急に立ち上げていただきたいと思いますけれども、その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） ただいまの御質問、総括して御答弁させていただきます。

まず、合併によりまして検討委員会が事実上解散したということで、合併が本年度当初になりましたので、その後まだ合併組織ができていないということが実情でございます。

それから、それまでにどういう利用計画が出されているかということでございますけれども、主なものでございますけれども、駅前を利用する人たちのための一時貸しや、また時間貸しの駐車場、これが1点でございます。それと2点目といたしまして、イベントやフリーマーケット等が行える多目的広場、これが主な計画となっております。

それと、その後の委員会等の設立とか、行政がどのように携わっていくかということでございますけれども、5月になりまして商工会の方を訪問いたしまして、平成18年度の検討はどうであったのか確認しましたら、先ほど浪川議員さんがおっしゃいましたように、合併があつてちょっとできなかったということでございます。それでは、いつごろそういう計画に入れるかということで、確約ではないですけれども、相談しましたら早急に行いたいと。それで先般、商工会の方から事務局が見えまして、早急に近々会議をやる計画ができましたというような報告がございました。行政側といたしましては、あくまでも商工会並びに観光協会とが主体となってこの計画をつくっていただくということで、行政主導ではないんですけれども、そちらの方に計画を立てていただくということで考えております。それから、商工会の方につきましては、できれば今年度の早い時期に計画を確定していただくように、これから強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 市長に伺いたいと思います。

このことについてはJT跡地を購入するという判断については、市長が市政執行における政治的判断ということで決断されたというふうに私は認識しているので、ぜひ、市長がこれからどういうことをお考えになっているか、また企画を持っておられるのか伺いたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

私は現在の商工会の姿が非常に寂しいと。シャッター通りになってしまったよと。これを何とかして解消してやりたいと。またこれが行政といたしましても、商工会の活性化のために、やはり予算をつけるのは当然ではないかなという思いがありました。そういう思いの中で、特に大型店の出店の問題、そういうことも踏まえまして、議員さんの中にも大型店の出店によりまして商店会は寂しい思いをしているよという声が私の耳元に届きました。そうい

う思いを持っている中、幸いにいたしまして、そのときにJTの方からそういうものがあるよということでございましたので、私はそれを察知いたしまして、先般、議会におかれまして議会の御承認をいただきまして、そのような方向づけをさせたわけでございます。私としてみれば、あくまでも商店会の活性化、それが私の主眼でございました。幾らかでもぬくもりを与えてやりたいという思いがあったからこそ、このような方向性を打ち出したということでございますので、その点は御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 市長の答弁からは、購入しようと思うが、という提案を議会全員協議会に投げかけられたときから進展がないというふうに思いました。積極的に御提案なり企画案が出てくるのかなと思ったんですが大変残念です。

そこで考えるんですけども、関係者は駅前の用地であるということとか、それから1億2,000万円という購入金額であるということと考え合わせて、有効活用ということを真剣に御検討されているとは思いますが、ただ名案が出ないと。市長は商店街の活性化ということを目的に購入ということのようなんですが、もっと幅広い企画、事業企画、提案を受け入れてはいかかなというふうに思います。ただし、関係者の意見の中には面積を広げてはどうか、また公園が適切ではないかという意見もあるそうですが、あの駅前の1等地がそのような扱いではないのではないかと、財政状況を考えますと切実に思います。

そこで伺いたいんですが、駅のテナントを活用して、ロザリオという法人が障害を持つ方のための就労、就業、生活支援センターを設置しました。駅前で障害を持っている方が気軽に訪ねられる、または切実に仕事を求めておられるとか、生活の仕方を探っておられる障害を持っておられる方が訪ねることができるところが駅前にできたということはいいことではないかと思っています。そうしますと、あの駅前の市が購入しようとする用地の活用については、高齢者や障害者や児童生徒や、そういう市民がいつでも気軽に利用できる、それからつくってくれてよかったというような施設を整備することではないかと思っています。私がちょっと考えるところでは、社会福祉振興基金を活用して、高齢者や障害を持つ方、そのほかさまざま求められていることについて、福祉的なものを整備してはどうかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） このJTの跡地の問題につきましては、議会でも先生方の御承認をいただいたように、商工会の駅前の活性化のためにということで御理解をいただいたわけで

ございます。そういうことで商工会の方に投げかけました。あとは商工会の方で、いろいろな会合を持ちまして、何とかいい姿に開発していきたいということで、先ほど来、3回とか4回とかにわたりまして会合が持たれたと。その前に映画館という話も私はお聞きしていました。しかしながら、残念ながら映画館につきましては、成田におかれましても、千葉におかれましても、だんだんお客がなくなるということで、それも途中で話が途絶えたということもお聞きしております。

しかしながら、そういう中で商工会といたしましても、今、真剣に取り組んで計画しようという矢先でございます。それを今度は福祉だということで、私の方からそういうことを申し上げることはできません。あくまでも商店会、大型店の出店の問題につきましてのかかわり合いの中での私は土地を提供したわけでございますので、その点は、またこれから商店会の方の方々が、どうしても我々の中では、その方向性が打ち出せない、活性化の何か議論が打ち出せないということで、市の方でということであれば、そのときはそのときのような方向で考えざるを得ないじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 平成19年度の事業計画の中で、匝瑳市からの委託事業として保有している商工業観光活性化施設用地の維持管理及び売却ということを、市に売却するということですが、それは平成19年度の事業計画にあえて明記をしたという財政課長からの説明がありましたけれども、この平成19年度、もう始まっていますが、この平成19年度中に市が購入し、活用の計画を立て執行するという、その時間的な段取りというもの、期限を切るというところが必要なのではないかと思うんですが、どのように市長はお考えでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 商工会の方にお願ひしますということで、今度は市でこうするんだということは、あくまでも商工会とのお互いに話し合いの中で御理解をいただく中で、その方向性ならいざしらず、市の方からこうしますよということはいかがなものかなと。しかし、商工会の方からお返ししますと、どうしてもできませんというならば、新たな構想を打ち立てて、議員の先生方のお知恵をおかりしながら方向性を変えていくことが、私はそのときはそのときの覚悟ではないかなと思っております。

そういうわけでございますので、今この時点でどうのこうのということはいりません。その中で、私は総会のたびに、ことしの商工会の総会におかれましても、できればことしじゅ

うに何とか方向性を打ち出していきたいということ、はっきりとあいさつの中で申し上げております。それを私はお待ちをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） まずJTとの売買契約書、これを議会の方に提示していただきたいと思うんですが、その用意があるかどうか、まずそれが第1点です。

それから、ここは市長が従来、もう繰り返し言明されていたように、地元商工の進展のためということで、今のお話の中にもあったけれども、結果的には商工会を中心とした活用対策委員会に投げかけて、それでどういうふうに、どういう施設を、あるいはどういう利用をしたら地元商店街の活性化のために役立つかということの検討をゆだねたと。平成17年度、いわゆる購入前は4回ほど検討を重ねてきたけれども、商工会の合併問題もあった事情もあるんですが、その後は1回もやっていないと。

私、これはなかなか課題としては難しいと思うんですよ、どういう形で活用するかというやつは。私はあの当時も強調したんですが、やっぱりこれだけの財産を本当に地元商店会の活性化のため、あるいは市民もいいものができたと、いい形に利用できるというような利用方法というのは、私はもうちょっと商工会を中心とするのはいいと思います。しかし、もっと商工会の振興のために、もっと幅広い識者とか、そういう道の専門家、そういうものをもっと広範囲な方々を結集した新たな検討委員会というのか、新たなではなくとも拡大でもいいと思うんですよ、今の組織にプラスアルファという形で、よりよい検討ができる組織に充実させていくということでやっていったらどうかと。私、市長が今年度中というお話をされたそうですが、時局が時局だけに、最もパンチのあるというのか、効果的な活用計画というのか、活用方針というのは、やっぱり私は当時からも言っていましたけれども、時間をかけて慎重に適切なものを、やはり見つけていくということで、やっぱりそういうものを検討する委員会の充実強化をまず行政がリーダーシップをとってやるべきではないかというふうに思うんですが、その点、いかがお考えか伺いたいというふうに思います。

それから、副市長は理事長ですから、できれば平成19年度中に市に買っていただきたいと、希望を込めてこの事業計画の中に示されたということですね。しかし、市も財政状況から、それから利用計画が不明確なままの状態の段階で、じゃ、市が平成19年度に購入していいかどうか、この辺で微妙なJT跡地の土地の権利の移動というのか、それは微妙だと思うんで

すよ。市としての基本的な購入の基準というのか、こういう場合はかなり無理しても買わざるを得ないということもあると思うんですよね、いわゆる開発公社から。例えばの話、活用対策委員会で大体こんなものがないのではないかとというのが固まった段階で購入するのか、あるいは平成19年度中に、そういうものは不明瞭な段階でも、場合によっては市が購入してもいいのか、いわゆる基本的な購入する原則というのか、そういうものについては何かあるのかどうか、その辺を明確にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず1点目の売買契約書の件につきましては、議長さんと御相談の上、対処させていただきたいというふうに思います。

3点目の市としての購入の基準ということでございますが、財政の立場から申し上げますと、一般財源で1億2,000万円のお金を出して買う余裕はないということでございます。したがって、土地を市が土地開発公社から買う場合には、財源として補助では半分しか足りないもので、補助であれば100%に近い補助のもの、あるいは起債の充当率が90%、95%程度の起債の充当できる事業ということでなければ、財源の手当てがつかないだろうというふうに思います。したがって、不明瞭な段階では、補助事業であれ起債事業であれ対象になりませんので、補助事業の採択なり起債の採択なりのめどがついた段階でということになるかと思えます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 利用検討委員会をつくる時に、もっと専門的な人をメンバーに入れたらどうかという御意見でございますけれども、これから商工会の方とその辺につきましては検討させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私は、これは本当に心配はしていたんですよ、こういう状況というのは。私、全国的には大型店対策として、地元商店会の活性化のためのさまざまな手だてで成功している例はかなりあると思うんですよ、いろいろあると思うんですね。ですから、その辺もやっぱり十分研究して、そしてそういう経験豊かな、そういうことに詳しい専門家というのもあるであろうし、今の商工会だけの検討では、やはり、よく今までもあることなんですけど、お金をかけて何かやったはいいいけれども、十分それが活用されないで、結果的にはむだ遣いであったというような例というのは、これはかなりありますので、相当私慎重に、よしこうだということが本当に言えるような、そのためには私はその組織を充実拡大し十分

練っていくという、その体制が必要だと。

それともう一つは、やはりある程度の時間をかけた方がいいと思うんですよ。1年以内と市長、さっき言いましたけれども、ある程度の時間をかけると。そうすると今の用地が当面、あのままで全く無活用であってはならないので、当面市民のための無料駐車場なり、何らかの形で一定の活用を当面はしておくというような対応が必要ではないかというふうに思うんですが、その辺、市長いかがですか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） この計画を立てるときも、専門的なコンサルタントをつけて検討していたようでございます、商工会といたしましても。そして今でもいろんな、コンサルタントを頼んで、これからも検討していきたいという思いがあるようでございます。

それと私が1年と言ったことは、私はこれを1年どうのこうのとか、商工会の活動、頑張れよと、しっかりしろよという思いで私は1年と言った思いでございます。そういうことをここで言ってしまうと、ああ、市長はそういうことを言っていたのか、そしたら、まだ余裕があったなということになるかと思しますので、そうではなくて、そういう意味で私は言ったわけでございますので、その点、誤解のないよう、お間違いのないよう御理解していただきたいと思えます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。報告第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって報告第2号の質疑を打ち切ります。

報告第3号 匝瑳市障害者計画についてを議題とします。

鎌形福祉課長から、本件についての概要説明を求めます。

鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは報告第3号 匝瑳市障害者計画について御説明を申し上げます。

本計画につきましては、匝瑳市障害者計画等策定協議会を開催し、委員の皆様のお意見、また障害者の方々からアンケートをいただきまして実施をして策定をしてまいりました。

それでは、概要版を、薄い方でございますが、ごらんをいただきたいと思います。

1 ページをお開き願いたいと存じます。

本計画の目的でございますが、これから予想されます障害者数の増加や障害者の社会参加意欲の一層の高まりの中で、身体、知的、精神の3障害の方々が地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定をいたしました。

この計画の位置づけといたしましては、障害者計画と障害福祉計画の2つの計画の整合性を図り一体的に策定したものでございます。

また、3番の期間でございますが、期間といたしましては障害福祉計画は平成23年度を目標年次に定め、障害者計画は平成28年度までの10年間とするものでございます。

2 ページでございますけれども、基本理念でございます。新市建設計画では、保健・福祉・医療分野の基本目標を「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」としておりますが、本計画では「障害者が安心して地域で暮らせるまちづくり」と決めました。

3 ページをお願いいたしたいと思います。

この基本理念に基づきまして、1の広報・啓発の充実、また2、保健・医療・福祉の充実、3、療育・教育体制の充実、4番目といたしまして雇用・就労の促進、5番目に生活環境の整備、6番目ではスポーツ・文化活動等社会参加の促進、最後になりますけれども、計画の推進と基本目標を定めております。

これらの現状と課題、施策の目標につきましては、計画の中での本編の中での第3編、障害者計画の45ページから73ページまでに記載をされております。

右の4ページでございますけれども、障害福祉計画でございますが、この中では地域基盤の整備や就労の支援、日常生活における障害者への理解の促進を図ることで、障害者の地域生活を促すものでございます。

1番目の福祉施設入所者の地域生活への移行では、平成23年度までに現在の平成17年10月時点でございますが、58人から6人の移行者を見込み、入所者数を54人と設定をいたします。ちなみに県全体でございますが、現入所者数約5,000人に対しまして地域生活移行者数550人の計画となっております。

また2番目の入院中の精神障害者の地域移行では、入院から地域生活に移行する人数を30人と設定いたします。県全体では2,700人となっております。

3番目の福祉施設から一般就労——仕事ですね——では4人を目標人数といたします。県の計画でございますけれども400人を設定しております。

以上について基本目標を掲げますが、個々のケースにつきましては、各施設、病院やサービス事業所における支援、またそれぞれの御家庭の協力、理解が必要であるものと考えております。

最後になりますが、5ページをお開き願いたいと思います。

5ページ、6ページ、7ページになりますが、5ページの在宅生活への支援、6ページの日中活動への支援、一番裏になりますけれども7ページの居住の場への支援——これは施設入所の支援でございますけれども——につきましては、障害者自立支援法での各サービスの名称と事業内容を示してございます。

なお、5ページの在宅生活への支援、6ページ、日中活動への支援、7ページの居住の場への支援につきましては、新法に移行しております。一方では既存の今までの現在施設入所者につきましては、これまでの生活が激変することのないよう、障害程度区分にかかわらず、平成18年度からですけれども、5年間は現在入所されている施設を引き続き利用できるということの経過措置を講じております。

以上、御報告をさせていただきます。

それとあと、本編でございますけれども、厚い方でございますが、7ページをお開き願いたいと思います。

現在、現況でございますけれども、障害者（児）の人口の推移ということで書いてございます。身体障害者手帳の所持数でございますけれども、平成17年度末現在で1,705名でございます。18歳未満の方が25人、18歳以上の方で1,680人ということでございます。

下の表でございますけれども、これは等級別に示してございます。1級で497人、2級の方322人、3級の方287人、4級の方309人、5級の方135人、6級の方155人、合計で1,705人でございます。

8ページをお願いをしたいと思います。

知的の障害者、障害児の方でございますが、療育手帳ということで所持者数でございますけれども、平成17年度末現在で163名でございます。18歳未満の方が32人、18歳以上の方が131人でございます。下の表で障害程度別の人数が載っておりますけれども、最重度の方35人、重度の方55人、中度の方42人、軽度の方31人、合計で163人ということでございます。

最後になりますが、精神障害者の方、9ページでございます。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数でございます。平成17年度末現在で81人の方が交付されております。精神障害者の方、延べ人数でございますが440人、入院患者の方、現在110名

でございます。また通院医療費公費負担対象者数249人ということになっております。

また等級、手帳の交付の状況でございますが、下の表になりますけれども、1級の方25人、2級の方47人、3級9人、合計で81人ということでございます。

以上、概要を御報告させていただきました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 福祉課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

川口明和君。

○7番（川口明和君） ただいまの福祉課長の概略を聞きまして、何点か質問させていただきたいと思います。

この両計画につきましては、私も平成18年6月の定例市議会で質問させていただいたことを記憶しております。そして、そのときの話では、今回のこの計画は特徴ある計画なんだと。その特徴というのは施設に入所されている方や精神科病院に入院されている方、この方々の地域移行に対しての数値目標をされていると、こういうことで特徴があるんだと、こういう話を市長の方から答弁をいただいております。今回、この計画ができ上がってまいりましたので、それにつきまして何点か質問させていただきたいと思います。

まずは1つ、この匝瑳市障害者計画と匝瑳市障害福祉計画、これにつきましては、内容は第1編は総論と。それから第2編は障害福祉計画、第3編は障害者計画となっておりますけれども、これは私、前の記憶では、どちらかがこの議会への報告だというふうに聞いておりますけれども、どちらなのでしょう。

それから、この作成に当たっては、先ほどお話がありましたように、計画策定協議会等開催されたようでありますし、その内容と、それからあとこれを作成するにつきましては、アンケートをとられたようだと。そのアンケートにつきましては、対象になられた方々、そして回収状況、そして回収した結果、どのような点が見られたのかを聞かせていただきたい。

それから、9ページにあります難病患者、先ほど課長からお話がありましたけれども、難病患者のところで平成13年から平成16年までは300人の難病患者さんの数を計上しているんですけども、この平成17年を見ますと急遽39人と、こういうふうになっております。これの激減している理由が何かありますれば教えていただきたいと思っております。

それからあと、20、21ページですけれども、地域生活移行と就労支援の数値目標、これが

先ほど最初に申し上げました内容であります。この数値目標につきましては、これはなかなか今の社会状況の中でこの数値目標、これは計画ですからそれでいいんですけれども、この数値目標の中の根拠のようなことがありますれば、そしてまた市としては施設にいらっしゃる方を4人地域へ移行するんだというふうな一つの例を言いますれば、病院に入院されている方、そして一応そういうふうな移行の数値目標が出されているようでもありますので、それにつきましての根拠や、今後どのような支援に取り組んでいかれるかお尋ねしたいと思っています。

それから、その次の22、23ページなんですけれども、これにはサービス事業量、サービスメニューと給付サービスの事業が見込まれて書かれております。これにつきましては、特に私の方でお聞きしておきたいのは、23ページにあります在宅生活支援についてですけれども、このサービスの根拠といえますか、そして今後の見通し、状況についても、計画ですけれども聞かせていただけたらと思っております。

一応今のところこの5点で、すみません、よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは5点について御答弁を申し上げます。

まず第1点目の本計画の議会への報告の位置づけでございますけれども、障害者基本法の第9条の第3項に基づいて障害者計画について議会へ報告をしてくださいというようなものでございます。今回、障害福祉計画につきましては、障害者自立支援法の第88条に基づいて、この障害者計画と一体的に作成をするということで作成をしたものでございます。両方を作成したものでございます。

2点目でございますが、策定に当たっての協議会の開催、またアンケートの状況ということでございますけれども、昨年の調査期間といたしましては、平成18年8月1日から平成18年8月18日までといたしました。調査対象の方は身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の方ということで、郵送で行いました。回収の状況でございますけれども、身体障害者の方に632通発送いたしました。回収は286名の方でございます。回収率は45.3%。また知的障害者の方でございますが、138人の方に発送いたしました。回収は82通でございます。回収率は59.4%。最後に精神障害者の方でございますが、134人の方に出しまして、回収は60通、60人の方でございます。44.8%でございます。合計で904人の方に発送いたしました。回収は428通、47.3%ということでございます。

なお、運営協議会、策定協議会でございますけれども、2回開催いたしました。平成19年

2月22日、また3月22日の2回というようなことをごさいます。

それと3番目の難病の患者数の推移、9ページに推移が載っておりますが、平成13年度が310人の方、平成14年度308人、平成15年度325人、平成16年度301人、平成17年度で39人というようなことをごさいます。これは小児ぜんそくの方が平成17年度で重度の方のみが対象になったというようなことで、月1回大きな発作が起きる方とか、そのような方に限定されたというようなことで、県の方の対象者の要綱が改正されたというようなことをごさいます。

それと20ページと21ページの地域生活移行と就労支援の目標をごさいますけれども、先ほど御説明をいたしました。1番の福祉施設入所者の方6人、精神障害者の方30人、3番目で就労移行、仕事に移行の方、4人の目標をごさいますけれども、現在入所されている方は、御本人の障害の程度、また家庭の御事情があり、それぞれの長期の方が多いと思われま。市といたしましては、国・県との協議の中での目標値としてとらえております。この目標に向かつて、この目標を達成するためには十分な各施設、現在入所されている方との相談、またホームヘルパー、それとデイサービス、短期入所など、各サービスの利用可能度合いなどを、ケース検討会議等を開催しまして十分調整した上で、御本人、御家族の体制がとれると判断した場合に、家庭、それぞれの地域への移行を考えるものをごさいます。当然、グループホームだとか相談施設の地域生活支援センターなどの設置は必要になるものをごさいます。

それと給付とサービスメニューの事業量をごさいます。22、23ページをごらんをいただきたいと思いま。

22ページでは、いろんなサービス、自立支援法に基づいた、そういったサービスメニューを図式化してごさいます。市町村が行う事業として介護給付、また訓練等の給付、また自立支援医療、それと指定相談支援、また補装具の支給ということをごさいます。これにつきましては市の方で自立支援法に基づいて給付をしていくものをごさいます。

それと今回、地域生活の支援事業というようなことで、相談事業だとか、そういったコミュニケーション支援事業、生活の用具の給付事業、そういった市で、身近な市町村で実施をするというようなことで体系化されました。それとこのほかには日常生活の支援というようなことで、有料道路等の割引、またNHKの放送受信料の軽減等、また自動車の取得税、また自動車税の減免というようなことも手帳をお持ちの方はごさいます。

それとあと給付の見込み量というようなことで、在宅生活支援の中の居宅介護、重度訪問介護、行動援護等々、算出根拠というようなことをごさいます。23ページの表の上になりますが、平成15年から平成16年の利用者数の増加が8名でございま。それで平成16年か

ら平成17年の利用者数の増加というようなことで10名というようなことで、3年間の利用者数の増加の平均が9名というようなことで、この実人員の37名でございますけれども、各年次ごとに9名ずつ増加させております。37人、46人、55人、64人、73人、82人というようなことで増加をさせていただきます。

それで、その平成18年度の増ですが、1カ月当たりの平均を利用人数で割りますけれども、17.04時間というようなことで載っております。これは実績が出ておりますので、その37名に17.04時間を掛けまして630時間というようなことで上の表の時間が出ております。以下、同じような出し方で784時間、937時間、1,091時間、1,244時間、最終年度で1,397時間というようなことで、以上のような出し方になっております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○7番（川口明和君） それでは、あと2点ほど質問させていただきます。

それでは、今度68ページなんですけれども、移動及び交通安全対策の推進ということで、タクシー利用助成事業の推進というふうに、これは計画でありますけれども。実は私のところに悲痛な訴えがありまして、心臓障害の方が夜中に病院に行かなければならぬと、そういうことで救急車を頼んで、この市民病院の方ではお医者さんがいないということで、旭中央病院に行ったわけですね。救急車で行きまして見てもらって帰るといふときになりましたら、結局、夜中ですから何もありませんよ。救急車は帰りました。それからタクシーは夜中もない、そしたらどうするかと。そして病院に来た患者さんでありながら、そのまま朝まで待たなければならないような状況になると、こういうふうなことで、この福祉タクシーを利用させてもらえないのかと、こういう話が出ています。これは計画ですから、こういうところで、ちょっと話は違うかもしれませんが、この福祉タクシーを助成のどうのこうのではないけれども、できるような方法はないかなと、そういうことで悲痛な訴えが、何かこの話を聞いて、こういう状況があるから何とかならないのかと、こういうふうな話でありましたので、この福祉タクシー、何か日中だけみたいなんですけれども、夜間の利用についてどのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

そしてもう一つは、さっき地域移行のお話がありましたけれども、この地域移行につきましては、この20ページにもありますように、この地域移行先は民間の企業もあるでしょうし、勤め先もあるかもしれませんが、これによりますとグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般居住と、こういうふうに移行先が書かれているように私は思ったんですけれ

ども、そういうことになりますと、これは障害を負っていらっしゃる方々の本当の思いであります。親御さんも、こういうふうな施設、環境を整えればいいなと、こういうふうに願っていることがここに載っておりますので、これにつきましては、この今の匝瑳市の状況を、今後このような本当に環境が整ってくるのかなと、こういうふうに思っておりますけれども、どうなんでしょうか、この2つを質問させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） 2点の御質問がございました。

まず福祉タクシーの件でございますが、現在、私どもの福祉タクシーのサービスは日中だけでございます。この辺につきましては、タクシーのサービス事業者の方と十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それと地域の生活に、どのように移行されるのかという御質問でございますが、体制といたしましては、グループホーム、またケアホーム、福祉ホーム、家庭ということになりますけれども、市内ではこの施設は非常に少ないというようなことで、今後、NPO団体、また市内の現在の事業者の方にも働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 暫時休憩いたします。

午前 11時35分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

ほかに質疑はありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 計画の概要版の4ページの4、障害福祉計画ということで3つ示されています。福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行ということで、5年間の事業遂行の中で、地域へ障害を持つ人の生活を移していくと。その目標数値を立てて施策誘導していくというふうに示されているわけなんですけど、この目標値というのが国の法制度、方針を受けて、県そして市ということで目標数値が算出されたのではないかと思いますけど、どういう計算の根拠と申しますか、どういう意味合いでこの数値が出されているのか伺いたいと思います。

それから、もう少し具体的なところで疑問なんですけど、とりわけ2番目の入院中の精神障害者の地域生活への移行ということで、計画当初時点の入院患者数110人と。ただ、この110人という方は入院はされている方ですが、精神障害の計画の本文というんですか、本章の方の9ページに出ていますが、精神障害者数の推移というところで、入院患者数は平成17年の110人ですけれども、手帳交付者が81人、それから通院医療費公費負担対象者が249人ということで、その手帳交付されている人、それからされていない人ということで110人というのが入院はしているけれども、どういう体の状態にあるかというのは、さまざまではないかと思うわけです。その110人の中で退院可能な入院者数30人を数値を上げて、その30人について地域生活に移行させていくと、5年間に退院させるということですね。これから5年間については患者さんの数、もっとふえることがあるでしょう。それから患者といってもケース・バイ・ケースで精神障害の場合にはさまざまであると。それから家庭の状況もさまざまであると。ここで30人の目標を決めて地域に移行するというのには、本当に無理があるのではないかと。この1、2、3についてもそれぞれ移行というふうに示されていますが、現実問題、計画は立てたけれども、どこまでやっていくのかというその実態と、それから障害を持つ人の生活から見た理想とのギャップというのでは、随分大きなものが出てくるのではないかと思います。この計画について、5年間の中で徹底して目標達成をするということなんでしょうか、どういうことなんでしょうか。

それから目標達成をするというならば、退院して地域の中で生活し続けていくためのサービス、お世話の人手とか、経済的な部分とか、それから行政側の施策、事業等をもっともっとふやしていかなければならないはずですよ。その辺のことは福祉計画の中で余り具体的なことは示されていないように見受けられます。どうなっているのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、お答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、目標の数値を示されたその根拠ということでございますが、これは施設入所の場合ですけれども、国の方から、目標の設定に当たっては現時点の入所施設の入所者数の1割以上とするとともに、あわせて平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本とするというようなことで、県と協議を重ねたものでございます。

それとあと2点目でございますが、9ページの精神の入院患者数110人、精神障害者保健福祉手帳の交付者数でございますが81人というようなことで、ちょっと数字的に合わないわけでございますが、いわゆる精神障害者の方は、身体、知的障害者に比べまして、その手帳

を持っているメリット、これが少ないというようなこと、また経済的な支援が少ないというようなことが交付者数が申請がされないということにつながっているのかなというふうに推測をしております。それで延べ数で440という数字になっておりますが、実数でございますけれども249、250名くらいなのかなというふうに考えております。

それとあと入院患者数のそれぞれの病院ですけれども、これは私どもも情報が不足をしております。この辺の届け出、把握をしているとすれば、県の方で把握をしているのではないかなというふうに思います。

それと3点目ですけれども、これからの私ども、この目標でございますけれども、1つは大変厳しい目標だというふうに受けとめておりますけれども、これを私どもプラス思考に考えまして、私ども匝瑳市に課せられた宿題だと。非常に他地域と比べて、こういった施設が匝瑳市では現在少ないものでございます。ですから、そういった社会資源、また福祉資源の受け皿をこれからつくっていくんだという努力目標を、私どもプラスに考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後の3点目標がございまして、就労などでございますけれども、なかなか障害の方が仕事、それと就労の点、厳しいものでございます。その計画の中にもございますけれども、いわゆるジョブ雇用、それとジョブ制度、それとトライアル雇用というようなことでございますけれども、銚子の公共職業安定所でも、現在トライアル雇用というようなことで、障害者の方を試験的に採用をしていくというようなことで、3カ月間の試験雇用といたしますか、そういったことで1カ月4万円程度の助成をしているのだそうでございます。それで3カ月間、そういった環境、またそういった職場の雰囲気、仕事ということでなれてもらうというようなことで、そういったことで安定所の方でもそういった事業を進めているということでございます。

それと昨年、毎年でございますが、10月に障害者の合同面接会というようなことで、銚子管内、それと佐原管内で合同の面接会を開催をしていると。そこで昨年でございますが、74名の障害者の方が参加されたと。それでその中で13名の方が現に就職をされたというふうに私ども聞いております。

それと最後になりますけれども、この目標をこれから、この中にもございますけれども、地域の自立支援協議会というようなことを、協議会をつくるというようなことになっております。これからそういった協議会をつくりまして、各事業所の方、またいろんな雇用主の方、安定所の方、またそれぞれの地域包括支援センター、そういったサービス事業者、そういっ

た方々とこの辺について話し合っていきたいと、協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

これからも地域活動支援センターの設置だとか家族会の支援を、これから御協力をぜひともお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 別の議案で平成19年度一般会計の補正予算が議題に上がっていますので、その中で質疑応答いただくことの方がいいのかもしれませんが、ただ、障害福祉計画については補正予算に出ていないのではないかと思いますので、ちょっと執行部側に伺いたいんですけども、国の方針、また制度に基づいて、障害者計画、障害福祉計画を本市でも策定したと。今後5年の間、この計画の目標を達成するために行政が行っていくと、行政執行していくということですが、そこでこの障害福祉計画にかかわる予算の配分について伺いたいと思います。今この時点で、毎年度の予算配分を幾らにするかということは、当然、答弁いただくことはできないと思っておりますが、このところ、とりわけ平成19年度については各課枠配分方式ということで、それも前年度の9月時点での執行予算の9割程度ということで枠配分がされて、その中で行政のサービスを充実させたり、事業を行ったりして、経費がかかれば、その分どこかを減らさなければならないと、そういう状況にあるようです。これから5年間、障害福祉計画を遂行していくというならば、枠配分方式では到底成り立たないのではないかと。障害福祉計画の位置づけ、それから事業執行の位置づけというのをもっと明確にして、力を入れていくということがなければ、国の方針にのっとりたことも当然できないのではないかと思います。どうお考えなのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 田村議員さんがおっしゃったように、この計画に基づいて幾らかかるというような話はまだ出ておりません。平成19年度から枠配分方式の予算を導入しまして、枠配分方式の予算ではこの計画を執行できないのではないかとのお尋ねかと思っておりますけれども、財政の方で入ってくるお金には限界がありますから、入ってきたお金の中で市全体の経費を賄っていくという、市全体の経費の配分をどこに重点を置いていくかという市長の政策的な判断に基づきまして、枠の配分について重点的な配分をするとか、そういったことで対応していくしか方法はないだろうと。いずれにしても、入ってきたお金の範囲内

でやっていくというところがございますので、その入ってきたお金をどう配分していくかというところの工夫の仕方かというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 財政課長の方から、市長の政策判断という答弁がありました。市長はどのようにお考えですか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） お答えいたします。

ただいまの田村議員さんのこの問題につきましての市長の考えはどうなんだということでございます。これから関係課と、また財政の方とお互いに話し合っ、私の方向を出していきたいと。ただし、福祉ということについては頭の中にしっかりと置いていきたいと、かように考えております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今回報告として出されたこの障害者計画あるいは障害福祉計画、極めて重要な計画だと思うんですが、まず基本的な考え方を聞いておきたいんですが、いわゆるこういう重要な諸計画、いわゆるマスタープラン、これはたまたま今回障害者計画ですが、今までもゴールドプランあるいはエンゼルプラン等々、計画はつくられてきたわけですよ。これが議会の議決事項ではない、いわゆる報告事項という形で、その内容についての議会としての判断は仰がないわけですよ、質疑はこういう形でやっているわけですが。そこで従来から地方分権ということで国の方でも随分議論されて、最近では地方自治法の第96条の第2項で、いわゆる議決事項というのは地方自治法で15項目ですか、いわゆる法律で定められて、予算とか決算とか15項目についての議決を要するという事になっているわけですよ。しかしそのほかは第2項で、結局それぞれの自治体で市長なり関係の担当者が、やはり民主主義の時代ですから、最大限議会の議決を得ると。匝瑳市なら匝瑳市として、例えばこういう重要な障害者計画なら障害者計画は極めて重要な案件だから、これは議会の議決を得ることが妥当だということで、独自で地方分権の線に沿って、匝瑳市としてこの計画は議決事件、議案として提案すると、これが地方自治法の第2項で定められているわけですよ。

匝瑳市では、そういうような第96条の第2項に沿った、議会を尊重して、議会を軽視しないで議会に判断を求めるとい、そういう案件がありますか。障害者計画、これほど重要なことは報告だけで済ますということはいかがかと、こう思うわけです。

例えばの話、これは今までも何回も私言っていましたけれども、例えば住民にとって、市民にとって極めて重要な保育料の金額の決定も、これは規則というのか要綱で決めるわけですよ。ですから議会の議決事件ではないわけですよ。こういうふうにして、ほかの自治体では議会の議決を要しているところもあるわけですよ。あるいは基本構想を今回議決事件として提案されて、確かにそれは法律で基本構想については議会に諮ると。議会に提案し議決を受けるということになっていますから、これは法律に定められているから、基本構想については今回議決に付すると。しかし、基本計画は、総合計画は議決は必要なしと。これも地方自治法第96条の第2項に沿って前向きに議会の尊重し、議会の議決を受けると、こういうのが民主主義の基本ではないのかというふうに思うんですが、その点について今後の対応の仕方、まず伺いたいというふうに思います。

それから第2点として、この障害者計画というのは、結果的には先ほどからも議論があったように、国や県の方針に沿った内容になっているわけですね。その国・県の方針というと、結局障害者基本法、これは国、あるいは障害者自立支援法あるいは発達障害者支援法、ここにに基づきながらこの計画が立案されて、ここに報告がされると。本来は、特に私は障害者に関しては、憲法がまず大前提にあると思うんですよ。憲法の第25条の生存権、障害者も本当に尊重され、とうとばれると、ここが軽視されている。あるいは地方自治法の責務は何なのかと。住民の福祉の向上、ここが第一なんですよね。その憲法や地方自治法の本旨にのっとって、果たしてこの計画がつけられたかどうかと。

私はあるところの計画を見ると、そういうことをきちんと計画に、憲法と地方自治法に沿った形でということ、いわゆるその計画の目的、計画の位置づけ、構成、こういうところに、その基本的な立場を明確にすると。そんなことは全然触れていないわけなんです。いわゆる自立支援法だって議会でいろいろ議論になったんでしょう。応益負担、いわゆる1割負担になって、この自立支援法が憲法に反すると。障害者にとっては本当に一層の苦しみを与える法律だということでその撤回を求めるということで、そういう問題のある法律に基づいてつくられるこの計画であっては、かなり問題があるんですよ。

そこで第3点目に伺いたいのは、これは市役所の皆さんの能力と政策、いわゆる実情に即してつくられたものかどうかと。アンケートは確かにやりました。アンケートが本当に生きているかどうかと。委託先はどこですか、これは。金額は幾らかかっていますか。私はこのアンケートにも部分的には障害者の意向というのがかなり出ていますよ。その意向に沿ってこの計画がつけられたかということですよ。例えば障害者の要求としては、5割以上働い

ていないわけですよ。働きたいけれども、そういうような障害に即した仕事がないと。採用してもらえないと。計画はつくるけれども実態が伴わない。

ところで一番障害者計画の基本になる雇用の問題で、匝瑳市の市役所の1.8%でしたか、1.8%の法定雇用率を匝瑳市役所では、それをクリアしていないでしょう。例えば病院ではいかがですか、市役所の。本来法定の法律を守らなければならないこの市役所の中で、全体的に障害者の法定雇用の実態がどうなっているのか、そして障害者の実態や要求から本当に出発しているかどうか、そこに問題がないかどうか。私は障害者の最も強い要求というのは、利用者の負担の軽減、あるいは事業者、ほとんど民間でしょう。これ、事業者、施設の場合は。ところが今、この自立支援法によって事業者は本当に苦しい経営実態になっているわけですよ。基盤整備、これは本当に足りないわけでしょう、不足しているわけでしょう、その数値目標はないわけでしょう。

所得保障だって、本当に障害者を抱えた家庭は私は大変だと。障害者年金というのか、障害者の所得保障。これが本当に障害者が生きる、それこそ笑顔で生きられるような状態になっているかは疑問ですよ。そういうことに働く権利をどうやっていくとか、そういう点では、やっぱり不十分な私は計画ではないかと、こう思うんですが。幾つか数点質問しましたが、その点まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） ただいま大木議員さんからいただきました御質問のうち2点ほど私の方から御説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、法令の規定にない案件の地方自治法第96条第2項に基づいて条例を制定し、議決事件とすべきではないかという御質問と認識した上で御答弁申し上げますが、本市では法令で報告義務を課している案件につきましては、議会において報告議案として、また法令で議決義務を課している案件につきましては、議案として上程するという方針をもって臨んでまいりました。市によっては法令で報告義務を課している案件を資料提供だけで済ませているところもあると承知しておりますけれども、本市は一応報告議案として上程し、具体的に説明してきたところでございます。

地方自治法第96条第1項の逐条趣旨を見ますと、1号から15号までの事件については必ず決定機関である議会の議決を経なければならないとしております。逆に申し上げますと、そのほかの事件は執行機関が責任を持ってきちんとやりなさいと。そしてそういう解釈になるかというふうに思います。ただし、第2項では大木議員さん御指摘のとおり、第1項以外

のものでも追加して条例で普通地方公共団体に関する事件、これは法定受託事務を除くことになりませんが、議会の議決をすべきものを定めることができるという条項になっております。

逐条解説によりますと、この場合においても、法令が命令に長、その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上、当然、長、その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項については及ばないとされているということでございます。

ちなみに本6月議会に上程いたしました報告第3号は法令障害者基本法第9条第8項によります報告義務でございます。議案第5号につきましては、地方自治法第2条第4項によります議決事件ということになっております。

いずれにいたしましても、大木議員さんからは、さきの議会運営委員会でも同様の御質問をいただきまして、その席上で、市長が「御意見は尊重させていただきます」という御答弁を申し上げております。その趣旨に沿って調査・研究してみたいと思っております。

2点目の障害者雇用率の問題でございますが、現在、匝瑳市役所全体では1名の不足が生じております。ただし、これは平成18年度の採用試験の中にも公募してやったところでございますが、受験者がいなかった状況でございます。ただし、平成19年度4月に正式に広報等で募集をかける予定でございますが、その不足の人員に対しましては募集をかけていくという方針を持ってございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは3点ほど私の方から御答弁申し上げます。

まず第1点目でございますけれども、この委託先はということでございますが、株式会社ぎょうせいというところでございます。金額は327万6,000円でございます。

それと2点目でございますけれども、前後して申しわけございません。まず策定の方針ということ、また憲法云々、生存権、また住民福祉の向上というようなことを大木議員さん、ございましたけれども、私ども匝瑳市では、一番身近な匝瑳市の障害者計画でございます。その一番身近なそういった市民、また匝瑳市の事業所、いろんな団体、それとあと実際に当事者でございます市民の障害者のアンケートをもとに策定したものでございます。

それとアンケートでございますが、私ども本編にございます45ページ、46ページに3障害の方のこれからの今後の自立した生活のために望むことというようなことで、3障害の方々、総括的なアンケートの内容が述べられております。その中で一番共通することは、自分たちの障害に対する理解であります。そのことが強く訴えられているんじゃないかなというふう

に思っております。私どもも障害者基本法にございます12月9日、障害者の日、また12月3日から9日の障害者週間ということ、それだけではございませぬけれども、その辺の週間、また日を利用して広報・啓発をしまいたいというふうに思っております。

それと次に、相談できる窓口の開設、また行政や施設サービス事業所で生活面、介護サービスや就労支援など、専門員による相談できる窓口は、今以上に必要になるのではないかなというふうに考えております。そういうことで、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今後の地域自立支援協議会等で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかにありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） いわゆる法律で定められている議会の議決を要するものは、今、答弁のように15件あるわけですよ。これは市長も長い政治経験のある方ですからわかる。しかしこの地方分権ということで、いわゆる地方分権委員会で、法律では定められていないけれども、前向きに積極的に議会の議決を、我々ここに24人の議員がいるけれども、これは選挙で選ばれてその責任を市民からゆだねられているわけですよ。市長も当然、市長選挙で選ばれているわけだけれども。しかし日本の場合は三権分立ということで、それぞれに責任があるわけですよ。それを執行権だけで、議会には報告だけでその議決を求めない。これはどういうことになるかということ、議会の意見は一応聞くけれども、議決条件ではないから、それは議会ではこういう意見があるだろうけれどもということ、計画からいわゆる行政に327万円で、とうとい市の税金を使ってその計画書をつくってもら。そうすると、大体今までのパターンですけれども、国や県の方針に沿った計画にほとんどなってしまうんですよ。今までの例でそうなんです。ですから、私は匝瑳市役所の職員の皆さんの能力と資質というものは、私はすばらしい力を持っていると。自分の力でこういう計画をつくる力を持っている。何も330万円もかけないでつくる力はある。

ですから、市長は私の意見を尊重して、これから、いわゆる地方自治法第96条第2項に沿って、これは議会の議決を得た方がいいという場合は、ともかくこれから議決事件として上程するという前向きな答弁でありましたので、これ以上言いませんけれども、どうも私は最近の行政のあり方として、いろんなものを外部に委託してしまうわけですよ。つくられたものは議会の議決を要しないという形で処理される。これは私は民主主義の国にあってはならない異常な傾向だと。国民保護計画もそうでしょう、いろんな計画がみんな、基本構想、基

本計画もそうでしょう、エンゼルプランだってゴールドプランだって、みんなそうではなかったんですか。そういうコンサルタント、そういうための業者にお金をつぎ込んで、市役所の職員の皆さんは外部でつくってもらって楽だわな、でも私は苦勞しながらつくったものが血となり肉となり、本当に障害者対策が本物になると。業者がつくったものは業者の頭でつくったわけですから、あるいは国や県の方針に基づいてつくったものですから、苦勞なしでつくられてしまうわけですよ。ですから、私はこれからの新生匠瑳市の諸計画の策定のあり方は、これは市長を先頭に総務課や財政、財政的にもこれは改善しなければならないと。それぞれのセクションで、担当で、そういうふうな努力を強く求めたいと思いますので、その辺の姿勢をもう一度明らかにしていただきたいと。

それから、ちょっと答弁は余り鮮明ではなかったんですが、アンケートで障害者の皆さんの意見を集約しました。その意見を集約したことに関して、これも部分的ですよ、それがこの計画の中に具体的にどう反映されているか。仕事の確保の問題、施設への入所の問題、負担の軽減の問題、障害者を抱えている家庭でのさまざまな諸問題が、この計画で例えば施設の、福祉課長もさっき答弁していましたが状態は厳しい状況だと。施設はほとんど民間ですから、どこへ行ってもいっぱい、そこから今度は移行事業ということで、そこから悪い言葉で言えば追い出す形になる。入るに入れられない人もいます。こういうやっぱり実態から、そして障害者の要求から出発したことが、どう、この計画で進展するのかというのは、何か追い出すというのか、地域移行については4人とか6人とかという数値目標を出しているけれども、例えば基盤整備、さまざまな施設をどう拡充、いつまで、何人程度の、どんな施設をこの地域につくっていくかというのは、全然はっきりしないわけでしょう。

あるいは例えば、私なんかここに不足しているなと思うのは、障害者の参政権の保障ですよ。これは憲法に基づいて、障害者も立派な選挙権を持っている。その選挙権をいかに、例えば目の見えない方に点字でどういうふうに参加権を保障するか、あるいはそれぞれの投票所、障害者の皆さんが気軽に、いわゆるバリアフリーというのか、投票所に行って投票できる条件が本当に備わっているかどうか。そんなのはもうまるっきり、ここからはこの計画では軽視されているわけでしょう、軽視というのか記述そのものがないわけでしょう。

経済的支援を求めるというのは、これはかなり最大の要求になっているわけですよ。先ほど相談窓口を充実したいと課長は申しました。これはいいと思うんですよ、ぜひ充実させてほしいと。例えば駅前で、これは民間ですけれども、ロザリオさんがいわゆる障害者の就業の相談窓口をつくった。これは本来、役所として民間任せにしないで、その働く権利をやっ

ぱり保障するような相談、私はある団体がお役立ちハンドブックというのをつくっているわけですよ、これは社会保障推進千葉県協議会というところです。これは障害者の皆さん等に、こういうような制度がありますよと、大いに、これは申請主義の場合が多いわけですから、黙っていたら長期にわたってその恩恵を受けない。先ほども話がありましたけれども、障害者手帳も結局、手帳を持っているからといって、大した十分な施策がないから申請しないで持っていないという、ちょっとそんな似たような答弁がありましたけれども、私はやっぱりこういうような障害者、約2,500人ですか、二千四百何人かの障害者に手厚い経済的な支援を含めた全体像を周知徹底する上で、こういうようなものをつくって、障害者のさまざまな施策の展開、前向きな展開を進めるべきだと、こう思うんですが、いわゆる広報の徹底については、ここへ書いてありますけれども、果たしてこれで障害者の皆さん、本当に喜ぶのかなという、そういう疑問をちょっと強く感ずるんですよ。

そこで、ここで見直しがありますから、これは2回ありますよね、見直しは。その見直しの段階で、私は議決事件でなくとも、議員の皆さんのさまざまな御意見を、やっぱり見直し的时候にどんどん組み込んでいくと、貴重な意見については。それをぜひここで、いわゆる対応していくということを明らかにしていただきたいと思うんですよ。もうつくったから、国や県がこう言ったから見直すということであってはならない。やはり私はいつも平日になったのではだめだと、天井ばかり見ていたんでは。いわゆる下を見る、常に市民、障害者の立場に立って計画をどんどん見直していくと。それにはやっぱり市長、見直し段階で議会の議決事件にしなければだめだ、これは報告だけでは。そういうふうにぜひ対応していただきたいと、こう思うんですが、その点はいかがでしょうか。

それから移動事業の問題でちょっと聞いておきたいんですが、いわゆる野栄で活躍していた、ゆうあい号、これはともかく廃止すると。しかし、議会でさまざまな指摘があって、市長は障害者にぬくもりのある立場で対応しなければならないから、何だかんだ言いながら、市長はゆうあい号の存続、継続を議会で明確にしたわけですよ。その後、ゆうあい号の継続について協議を重ねてきたわけですよ。聞くところによると、それは確かにゆうあい号は、ゆうあい号というより、似たような事業は継続することになると。しかし内容は、いわゆる移動事業に2台のバスを使うけれども、その2台とも野栄にあると。本庁と総合支所に1台ずつというのか、これが普通ではないですか。それが野栄総合支所の方に2台あって、それもいわゆる貸しバスになってしまう、いわゆる運転手はついていないと。従来からの野栄で運行されていた状況から後退した内容になるわけでしょう。これを直ちに市長が当時議会で

議論した状況のときに、従前のゆうあい号の運行の継続を市長は答弁で明確にしたわけですよ、何でこんなふうになってしまうんですか。障害者にとって切実な要求なわけでしょう。これではぬくもりのある政治とは言えないと思うよ。このゆうあい号の現状と今後の方向と、どう従来どおりの、従前どおりの、野栄の方々の障害者を中心とした福祉バスというより、ゆうあい号の役割を、さらに本当は発展させていくというのが本当でしょう。その辺はいかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それではお答えを申し上げます。

まず、障害者計画、本計画にそういったいわゆる要望ですか、そういった内容、取り組み、施設面、ハード面でそういった記載がないということでございますけれども、いろんな私は先ほど22ページ、23ページ、給付のサービス量の見込み、また自立支援法でのそういったサービス体系、それと市の事業、地域生活支援事業と、これが新しくできたというようなことでございますけれども、その中で市の事業が盛り込まれておるわけでございます。その中で、いろんな障害者の方、先ほど申しあげました協議会を通じて、そういったさらにアンケートの内容を精査をいたしまして、こういった地域、市の事業の中に、これから盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それと、午前中、私、川口議員さんの御質問にも御答弁申し上げたんですが、これからこの匝瑳市の施設が少ないわけでございますけれども、今後、NPOの団体、また市内の事業者にもいろんな機会を通じて働きかけていきたいというふうに思っております。

それと、ゆうあい号の御質問ですけれども、現在、6月から貸し付け、運転手の方はいないんですが、一応貸し付け車として事業を実施しております。現にもう貸し付けが行われております。申請等、本庁、また総合支所の方、双方で受け付けているというふうなことでございます。

それで、各1台1台、大きい車と軽自動車2台あるんですけれども、現在、総合支所の方に置いてございます。そこで、これからいろんな細かい規定も取り決めも、これからもう少し貸し付けを経過した段階で、その辺をもう一度検討していきたいというふうに思っております。

それとあと、これからの方向ですけれども、有償運送のそういった運営協議会を設置をいたしました。これは第1回の協議がことしの2月に行われたわけでございますけれども、その中でもいろんな利用者の方の意見、また事業者の方の御意見を、また陸運事務所と申しま

すか、そういった専門家の方の御意見も踏まえながら、これからその協議会の中で2回、3回、これから検討を重ねていきたい。匠瑳市のそういった本当の運送体系、現に福祉課、また高齢者支援課の方の外出支援サービスというようなことで、現にそういったサービスが行われております。また循環バスのそういった運行もございます。そういう中での全体的なものを踏まえまして、これから福祉運送の体系について、これから協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） ゆうあい号が、いずれにしても内容はともあれ一応継続したというのは、市長がああとき、やはり議会からのいろいろな御意見があって、それに前向きに対応した結果だと思うんです。しかし、最初が肝心なんですよ。あれだけの議論を踏まえて、すったもんだははっきり言ってあったわけでしょう。前進したかと思えば後退するような、私ちょっと非常に理解に苦しむのは、あの事業を継続するということを市長が答弁したのが、なぜ現場で運転手もいない、2台とも総合支所の方にある、いわゆる匠瑳市全体の皆さんのための事業が、何でこんなふうな偏ったというのか、最初の出だしから不鮮明なというのか、当初の目的から外れたような、そんな形になるのか。最初からきちんと始めればいいのではないですか、これは。

課長は、もう一度検討するということですから、今回は今はこれ以上のことは申しませんが、どうも腰が本腰ではないというふうに思うので、より本格的なものに見直しの中で、検討の中で、ぜひ実現していただきたいと、こういうことを改めて質問して、どう対応するかお伺いをいたしたいと。

それから、施設から家庭とか、いわゆる地域移行事業が、これは国の方針に基づいてやるわけだけでも、しかし、地域に移行してもそれだけの施設がない。家庭でもなかなかこれは在宅では大変だと。これは全国的なデータですけれども、社会復帰のための施設整備、これを国がやっているんですよ。やっているけれども、全国からの要求の6割しか整備が整わないわけですよ。40%はカットされてしまっているわけですよ。いわゆる不採択になってしまっているわけだよ、4割は。そういうところにこそ国や県に対する障害者の立場に立った要求を、こういうところに入れるべきではないですか。そんな記述が全然ないんですよ。国から県に言われるままの計画になってしまっているということです。下から盛り上げて、障害者の立場に立って、国や県には例えば基盤整備、障害者のための施設整備を匠瑳市では

今こういうものが切実に必要だと。これを国や県に強く要望していくんだと、こんなような計画がなぜ生まれないんですか。

これはまさに国・県の上意下達の言うがままの、言うなりの計画書ではないですか。ぎょうせいに頼んだら余計そうなりますよ、それは。民間業者は、そういうコンサルタントというのか、私いろんなぎょうせいの本も何冊も読んでいますけれども、地方自治の専門の会社ですから、つくるのは簡単ですよ。

あと、例えば自立支援法に基づいても、この計画はそれに基づいてつくられたものですよ。今、全国の事業所が経営が成り立たなくなっていて撤退しているところもあるでしょう。コムスの場合は、あれは特別問題外ですけれども、この近くでもいつかだれか、石田加代議員でしたか、旭市のユメなんとかという障害者施設があれでしょう、事業をやめたわけでしょう。いわゆる報酬が少なくなっているわけですよ。障害者は1割負担でしょう、多少の、国もこれは穏やかではないということで一定の軽減措置をとりましたけれども、そういうのに対して国や県に言うべきことは言うという立場がなければ、これは地方自治ではないですよ。今こそ地方自治権を大いに発揮するような諸計画がつかれないと、みんなもう国からの言うがままの計画が続々つくられている。戦前ではないですよ、今。戦前はそうだったですよ、地方自治というのは自治権というのはなかったですから、国の下請機関だったんですから。

ですから、私はそういうところの基本的な、市長を先頭に皆さんの頭の切りかえというのか、態度の切りかえというのか、常に住民サイドで物を考える、障害者の立場で物を考えて、言うべきことは言うという、その立場をぜひ確立していただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがお考えか最後に伺いたいと思います。

あとこのハンドブックみたいな、ぜひ障害者に向けたさまざまなこういう施策がありますよと、申請しやすくなる、理解しやすくなる広報活動の徹底を、この計画の中に盛り込んだらいかがかなというふうに、こう思うんですが、もし盛り込む、今さら製本されてしまっているから、今ここで挿入というわけにいかない場合は、その立場を施策の中でやってほしいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それではお答えを申し上げます。

まず、ゆうあい号の件でございますけれども、議会、先般、資料でもお配り申し上げました。陳情、要望等のまとめというようなことで、請願、陳情について市長に送付されたもの、

それについて、その処理経過というようなことで配付を申し上げました。ちょっと読まさせていただきます。

「ゆうあい号事業の継続について。平成19年2月21日、本市における「移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について」を議題とする第1回匝瑳市福祉有償運送運営協議会を開催いたしました。当該協議会の会議において、ゆうあい号の運行（ゆうあい号事業）については、平成19年度から利用者が運転者を手配する方式によるリフト付ワゴン車（福祉カー）貸付け事業として実施していくことで、利用者代表委員の了解が得られました。この結果を踏まえ、当該貸付事業の運営方法等について検討を重ねた後、当該事業実施要綱を策定し、平成19年6月から実質的に事業を開始しているところです」というようなことで、会議の中でもそういったことで代表者委員、先ほど私、申し上げましたけれども、利用者側、そのことでこの次の会議には、そういった本当にまだ全体的な匝瑳市のそういった福祉の運送について次回、協議を重ねるということになっておりますので、2回、3回のこれから協議を重ねてまいりたいというふうに思っています。

それと、計画の実施、本計画でございますが、福祉計画は大綱を個別の事業計画は載せてございません。実際に福祉計画の中にサービス量、また個別の事業等を載せてございますけれども、先ほど御指摘のように、事業所、ハード的なものがそこには記載がございません。その辺は私、先ほどから申し上げますように、これからそういった協議会等、また御意見も踏まえて、地域、家庭へと国が進める、県が進める、そういった中で、本当に人間らしい生活をしていく意味での、本当に何が必要なのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今、答弁の中で、利用者側代表が運転手なしでもよしと了解してもらったと。これは利用者代表というのはどういう団体なんですか。議会では、市長はいわゆる従来のようなゆうあい号の継続を表明したわけですよ。それと矛盾しませんか。利用者団体代表というのは、どういう方なんですか、これは。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） これは障害者の団体の代表でございます。障害者福祉会だと記憶しておりますけれども、その代表の方でございます。

それとあと、代表者の方に利用者側といいますか、その代表者の方には、いわゆる高齢者

団体、老人クラブの団体、……

(何事か発言する者あり)

○福祉課長(鎌形廣行君) 以上でございます。

○議長(山崎 剛君) もう5回目ですよ。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 原案がそういうふうには、もう運転手なしでやりますという原案だったんでしょう。大体、通常はそういうふうには議題として出されたら了とせざるを得ないわけですよ。ただ私が問題にしているのは、スタートが従来の従前のゆうあい号を継続することで事務局に指示したわけですよ、市長は当時の議会での議論の中で。なぜそれが途中でがらりと変わってしまうわけですか。これを含めて再検討するわけでしょう、それだけちょっと確認、議長、悪いですね。

○議長(山崎 剛君) 鎌形福祉課長。

○福祉課長(鎌形廣行君) これから十分検討してまいります。

○議長(山崎 剛君) 質疑ございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) お諮りいたします。報告第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) 御異議なしと認めます。これをもって報告第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

質疑を許します。

田村明美さん。

○11番(田村明美君) 議案書の新旧対照表1ページのところで、第23条第1項の第5号、「法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの」というところが1行ふえているわけです。第23条第1項について、それで法人課税信託という文言は、新しい文言であると思います。法律で明記されたことだろうと思うんですが、どういう意味であって、市税の中でどういう位置づけなのか御説明ください。

○議長(山崎 剛君) 伊知地稅務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 第23条の関係に出てくる言葉でございますけれども、まず信託という意味でございます。委託者が受託者に対して財産権の移転その他の処分をして、一定の目的に従って受託者が受益者のために信託などの管理処分を行うということになっておりますが、具体的にはお金を預けまして、それを運用していただいて収益を得るような形、それを信託と言っております。中身ですが、貸付信託、集団投資信託、退職年金等信託、そのようなものがございます。

それから第23条の新しい条文の関係でございますけれども、これは法人課税信託の引き受けを行うことによりまして、法人税を課税される個人に法人とみなしまして法人税割額を課税するものでございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 本匠瑛市では何件、また平成19年度については税額幾らぐらいが見込まれるでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 具体的には税務課の方で件数は把握してございません。多分これはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 確認しておきたいんですが、この地方税法が改定されて市税条例が改定をされる中で、この今回提案された第1号全体での市民負担の全体像ですか、これはどこでどうなっているのか、その説明だけお願いしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 今回の税条例に関しまして、新たに御負担をいただくということは想定してございません。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） これはいわゆる国民健康保険税の税額の限度額を3万円引き上げて56万円とするというものなのですが、1点目にお伺いしたいのは、この課税限度額の対象の被保険者というのか、世帯数というのか、その辺ほどの程度か。それから、この限度額を引き上げた結果、税収としてどの程度の増額になるか伺いたいと、こういうふうに思います。

それから第2点として、当然、国保税は4区分によって応益、応能で課税をするわけですが、今回、定率減税の全面廃止がことしから実施されて、市民税の増税に重要な影響を与えているわけですが、この定率減税の減税等、いわゆる各種の控除の廃止とかというものが国保税にどう反映、影響を与えているか、はね返りはどんなようなことが予想されるか、以上2点お伺いしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） まず1点目の対象者数と税収の関係でございます。平成18年度末、3月末の数字でございますけれども、医療分につきましてはのアップでございますので、525世帯でございます。525世帯が3万円上がりますので1,575万円の税がアップされます。

それから2点目の定率減税の関係でございますけれども、私どもの匝瑳市の方では、国保税につきましては、ただし書き方式を使ってございますので影響はございません。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を許します。

石田加代さん。

○4番（石田加代君） 第9款教育費についてお尋ねいたします。14ページです。

153万円の減額が示されました。その内容はのさか幼稚園の園長の報酬についてだと思えますが、今までのさか幼稚園は男性の専任の園長がおりました。今年度から野田小学校の校長と兼務になりましたが、この点について父兄から不安の声が聞かれます。といたしますのは、昨今、幼稚園や小学校等においてさまざまな痛ましい事件が起きております。池田小事件も記憶に新しいところだと思います。のさか幼稚園の父兄も、男性がいないことで園内に不審者が侵入し、園児に危害が加えられてはと、とても不安に思っております。幼稚園児の安全対策について、どのような方策をお考えでしょうか。

それともう一点、同じ市内にあります八日市場幼稚園は3年制ですが、のさか幼稚園の3年制についてはどのようにお考えでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勤治君） のさか幼稚園の園長は、野田小学校の校長の兼務という形にした経過についてを御説明を申し上げます。

御案内のように、八日市場幼稚園の方は、もうずっと前から八日市場小学校の校長が園長兼務と、こういう形をとってまいりました。それでこの方針に変える段階で、のさか幼稚園の教頭を含めて一応意向を確認したら、それは大丈夫ですというようなこともございましたし、それから現状で兼務している野田小の校長が毎日見回りをきちっとやっているという状況でございます。さらに総合支所がすぐ近所でございますし、そういうことで対応は大丈夫だということでこの方針に切りかえたと。市内同じ方向ということで取り入れたという状況でございます。

それから、幼稚園の3歳児からの問題でございますけれども、これにつきましては、今までの経過を見ますと、かつては5歳児だけということで、旧町内、保育所は4歳まで、5歳児になって全部幼稚園という形をとってきたようでございますけれども、たしか平成17年度からでしょうか、その制度をやめて、それで保育所、それから幼稚園、どちらでも選ぶというような形になって、4歳児からの保育が始まったという経過がございます。3歳児の幼稚園就園の問題につきましては、保護者の要望もそういう方向にあるということは承知しております。ですから今後その辺のところを検討していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 石田加代さん。

○4番（石田加代君） 八日市場幼稚園の場合は、小学校のすぐ近くですけれども、野田小学校とのさか幼稚園はキロ数にしてかなり離れていますよね、その点で父兄も非常に心配しておりますし、今、教育長がおっしゃいましたように、総合支所の方からも近いとおっしゃいましたが、それでは総合支所の方から時々幼稚園に見回りに行かれるといたしますか、来てもらえるのでしょうか、その点お聞きいたします。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 現状ではそれはやっていないと思います。園長だけが見回りをしていくという状況だと思いますが、保護者の方で、そういう心配を持っているということがあれば、総合支所の方に生涯学習課の室もごございますから、その辺のところと協議して、なるべく要望にこたえられるような方向で進めたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 石田加代さん。

○4番（石田加代君） 園児の安全が一番大切ですし、父兄が安心できるように、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） 質疑ありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 歳入歳出にかかわる新規事業と思われるものがあります。母子生活支援施設措置事業というのが歳出11ページに計上されています。これは国・県からの歳入も計上されているものです。

それから、歳入の9ページの県支出金の問題を抱える子ども等の自立支援事業費委託金180万7,000円計上があるんですけれども、補正前は1万円ということで、窓口の計上があったものですが、本格的に歳入があったということでしょうか。それで、それが教育費で子どもサポート事業というものの設置になっています。これは法制度、また匝瑳市の事業として、どういう内容のものなのか伺いたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 二村学校教育課長。

○学校教育課長（二村好美君） それでは、9款の方の教育問題について、ただいま出ました子どもサポート事業について説明させていただきます。

これは全くの新規でございます、御指摘のとおり、これは千葉県から委託されました調査研究事業、もとは文部科学省事業でございます。

不登校の児童生徒等を対象に相談事業や学校、家庭訪問等を実施し、効果的な支援等についての検証を行っていくためのものでございます。

本事業は、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るため、文部科学省が今年度創設しました問題を抱える子ども等の自立支援事業に基づき実施するもので、県内では本市のほか12団体が委託されました。本市では欠席初期児童生徒への対応及び不登校児童生徒への効果的な支援についてを調査研究テーマに、今後2カ年、これについて取り組んでまいる所存でございます。こういった実践的な研究事業でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは母子の生活支援施設措置費負担金、歳入、それと国・県の方の支出金でございますけれども、これはまず歳出の方、11ページでございますが、母子生活支援施設措置事業というようなことで461万4,000円というようなことでございます。この事業はどういうものかといいますと、児童福祉法の第23条による措置でございます。保護者が配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子で、監護すべき児童の福祉に欠ける場合、母子生活支援施設において保護しなければならないという規定がございます。この規定、児童福祉法第23条の措置の保護でございます。母子生活支援施設は児童福祉施設でございます、一番身近なものといいますと保育所ということになります。また乳児院、児童養護施設、里親、児童相談所の一時保護も同類の施設ということになっております。

それとあと歳入の方でございますが、これは国から2分の1、県から4分の1というようなことで負担金が入金されるものでございます。このものは入金、歳入の方に入っております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 学校教育課長の答弁なんですが、もう少し具体的に事業内容を伺いたいと思います。ことしから2年間の実践的事业であるということなんですが、対象が小学校以上の児童生徒なのか、もっと幅広いのか、それと既にスクールカウンセラー、また相談窓口としてドームの中の生涯学習課でしょうか、その中に相談窓口というようなものが設置されているというふうに聞いているんですが、これらとの関係、また統計をとるということを目的とするのか、計数に応じた対応を行ってその結果報告をするということをお求められて

いるのか、一体どういうものなのか、調査研究事業であるということですので、匝瑳市の子どもたちが良好な状態になればよいということだけではないと思いますので、どのような事業内容なのか具体的に御説明ください。

それから、福祉課の母子生活支援施設措置事業なんですけど、大体のイメージは持てました。従来、こういったことは措置事業ということで措置費が組まれて行われてはこなかったというものなのではないでしょうか、この母子生活支援施設措置事業にかわる従来の制度としてもあったものがあれば説明をいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 二村学校教育課長。

○学校教育課長（二村好美君） それでは、ただいま田村議員さんから御質問いただきました件についてお答え申し上げます。

まず、調査の対象でございますが、これは小・中学校児童生徒を対象としております。相変わらず本市としましては長期欠席児童、いわゆる不登校の生徒・児童が非常に多いものがございますので、このことについて、専門的で今までこの子どもの支援について識見のある者を非常勤講師として1名雇用いたしまして、そして循環相談、これも一つの作業となっております。そして実際にこの調査研究する中で、期待される成果といたしまして、欠席児童生徒の訪問指導によつての孤立防止、それから不登校児童生徒の当然ながら減少、さらには学校現場で直接その問題を抱えている各教師への支援、そしてさらには解消事例に基づいての今後への一つの目安、こういったものがこの2年間の調査研究の中でやられるのではないかと、このように考えております。

それから、実際に議員さんの方からお話のありました、本市では適応支援教室、これをドームの方で行っており、それなりの成果も得ておりますし、そして各中学校区にスクールカウンセラー、こちらの方も配置しておるところでございますが、カウンセラーへの相談は、単なるこの長期欠席児童の解消のみにとどまらず、さまざまな問題を抱えた子どもたちの事例が多うございます。この子どもサポート事業の方は、あくまでも不登校解消への焦点を当てて、そしてより機動力を持って、そして現場の先生方と地域の皆様方の力をかりて、そして組織的にこの2年間の中でそれらの長欠解消に向けての成果を得るように、そういったことと取り組んでまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それではお答え申し上げます。

母子生活支援施設措置事業でございますけれども、従来からあったのかという御質問でございますけれども、従来からございました。ただ、本市では該当者がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 平成19年度の補正予算の第1号ということで、今回1,600万円の補正をするわけですが、今後の補正の見通しも含めて、ちょっと若干お伺いしたいんですが、市税は当初予算で39億5,421万円と計上されています。ことしの場合は、もう定率減税の廃止とか、さまざまな控除の廃止等も含めて市民税が増税になるということは、今までの議論の中で明らかになっているわけですが、これらの制度改革等で、当市の市税の調定額はちょっと教えていただきたいんですが、わかれば平成19年度の調定額を明らかにしていただきたい。

それから、今回税源移譲で所得税が軽減されて市県民税が増税になるというような形で、たしか匝瑳市で3億五、六千万の増税になるというのが今までの議論の中で出ていたと思うんですが、そこでちょっと参考までにお伺いしたいんですが、市民税がふえるわけでしょう、基準財政収入額がふえる、片やいわゆる地方交付税の国税5税の所得税が減るわけですね、国全体としては。そうすると、結果的に匝瑳市としては市税がふえるわけですから、基準財政収入額がふえるわけですから、地方交付税にその分はね返って、地方交付税が減少をもたらすというような結果は出てきませんか、それがまず第1点、参考までに伺いたいんですが。

それから当然、所得税を納めていた者は所得税が安くなるわけですから、軽減されるわけですから、その分、市県民税が上がっても、いわゆる差し引き計算ゼロという説明はわかるんですが、所得税を納めていない市民というのか、これは率にしてどれくらい今までいたんですか。これはわからないですか、すぐ簡単には。わかれば、そこら辺の所得税は納めていない、いわゆる市県民税だけだという方々の割合ですよ、あるいは人数でも件数でもいいんですが。私の聞きたいのは、確かに所得税は減税、いわゆる負担が軽くなる、市県民税はふえる、差し引き計算ゼロですよという説明がいわゆる総務省やチラシなんかにぶっ込んであるわけでしょう、負担は変わりませんよと。では所得税を納めていない方は負担が市県民税がふえるだけと、こういうふうにそういう方はなるのではないですか。ですから、所得税を納めている方と納めていない方、これは過去の例で結構ですから、その辺の今わからなけ

れば、委員会のときまででも結構ですから、その実態の調書を教えていただきたいと。

それで、所得税の場合は、3月の確定申告なり源泉徴収なりで、今まで国がどんどん吸い上げていったわけでしょう。ところが今度、市県民税になるわけですから、税源移譲で。収納率が問題なんだよね。いわゆる上げれば、もう生活ぎりぎり状態だという状態の中で収納率が落ち込んでくる、いわゆる今までよりも税額がふえるわけですから、それだけ担税能力というのか、金額がふえるわけですから納めるのに苦労するわけですよ、納入するのに。今までも当市の場合は収納率が悪かった。それがさらにそれにプラスアルファして収納率の落ち込みに影響しないかどうか、その辺の推定というのかは、どのように読んでいるか、見通しているか。

以上、いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 個人市民税のみ調定額を持ってございますので、こちらの方を先に御説明いたします。

平成19年度当初の関係ですが、16億8,878万円の調定でございます。これは当初予定しておりましたよりも1,000万円ほど落ち込んでございます。

それから、市民税と所得税の関係でございますけれども、所得については両方の税とも同じような考え方をしてございますので変わりません。ただ控除の方が金額が変わってまいります。国税よりも地方税の方が控除額が低くなってございます。具体的には調整控除ということていろいろ出てまいりましたけれども、障害者の場合ですと一般の方で27万円ですが、住民税ですと26万円、1万円の差というのが出てまいります。ですからこの部分が影響する可能性はございます。

それと収納率の関係でございますけれども、平成18年度は現年については96%まで到達いたしましたけれども、今回の税源移譲を含めまして税務課の方としては95%、1%減で考えてございます。

それから、残りの税につきましての調定額は委員会の方でお答えしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず国税収入としての所得税が減りますと、所得税の32%を繰り入れます交付税特別会計の入り口ベースの額も当然減少いたします。税源移譲の規模が約3兆円でございますので、交付税の税源が約1兆円減ることになります。しかしながら、これまでも交付税特別会計の場合、入り口ベースの額が不足した場合においては、交付税特別会

計の借入れなどによりまして地方財政計画に計上されている出口ベースの交付税は確保されていることから、所得税の減税による交付税への出口ベースへの影響はないというふうに考えております。

それから、市の市民税がふえた場合、基準財政収入額がふえて交付税が減るのではないかと考えてございますが、既に税源移譲の分につきましては、従来は所得譲与税という形で市の方に歳入が来ております。したがって、市税がふえた分、所得譲与税が減っておりますので、匝瑳市の場合、市税の増収額と所得譲与税の減収額を差し引きますと1,000万円程度の減収になる計算でございますので、その減収分につきましては基準財政収入額の減少として普通交付税の方に反映されますので、影響はないものというふうに考えております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

---

午後 3時10分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

議案第4号 匝瑳市大型店進出対策資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 今回の条例改正についての内容でちょっとお伺いしたいと思っております。これは新旧対照表のところで、第2条の定義の（3）であります。改正前では「県制度融資資金千葉県中小企業振興融資資金貸付要綱に基づき実施している中小企業振興のための融資資金をいう」というようになっているのを、今度はそれを（3）では、2行目に「第

3条第5号に規定する挑戦資金（事業転換に係るものに限る）及び同条第9号に規定する地域商業資金をいう」というように訂正するわけでありますが、これは改正前と比較しますと、挑戦資金あるいは地域商業資金ということで限定をされたというように理解をしていかどうかお伺いをいたしたいと思います。限定されたということでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） ただいまの椎名議員さんの御質問でございますけれども、県の融資制度が変わりまして、今まで14資金、資金があったわけでございます。それを体系をわかりやすく変えるという、9資金に統合したもので、その辺の中で限定ということで資金が統合されたから、その辺の名称とか内容が変わってきたということでございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） そうしますと、14資金あったものを9資金に整理をしたということで、内容については変わりはないということでもいいわけですね。

そこで、この今回の条例にかかわる、当市としてこの資金をお借りした、その利子補給について対象者があるかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 対象者はございません。継続ということで考えてよろしいかと思います。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） そうしますと、現在、対象者は、以前にもなかったということでもいいわけですね。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 当市の場合、利子補給の実績はございません。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 実績がないということで、ただ条例は持つておかないとということ、条例の活用される場合もあるだろうということのようですが、匝瑳市大型店進出対策資金利子補給条例の一部改正なんですけれども、この条例の名称からして変えなければおかしいのではないのかなと思うんですが、大型店進出対策資金利子補給という、このことについては今後も大型店進出対策資金融資ということが、名称が変わっても中身として可能なのかなのか伺いたいと思います。

それから、一応念のためですが、第2条の第3号で「県制度融資資金千葉県中小企業振興資金融資要綱（昭和47年千葉県）」というふうに改正後は出ていますが、改正前については、ちょっと名称が違いまして、「千葉県中小企業振興融資資金貸付要綱、昭和47年」云々ということなんです。この要綱の名称は同じものの誤りがどちらかにあるんですか、それとも要綱の名称がそもそも改正前、改正後は違うものであるということでしょうか、確認したいと思います。

それからもう一つ、改正後の第3条では、「匝瑳市の区域内に店舗その他規則で定める施設（以下「店舗等」という）を有し」ということが条件になっているんですが、改正前は「店舗、営業所等」ということで、それでその規則に定める施設というのが具体的にはどういう場合が含まれるのか、店舗や事務所とか、さらにもっと固定はしていないけれども、必要に応じて店舗のようなものが設置される場合とか、規則で定める施設というのは一体どういふものなのか確認したいと思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 名称の変更資料等、ただいま手元にはございませんので、後ほど答弁したいと思います。

営業所ということですが、これは要するに匝瑳市に本店がなくて、よそに本店があって、ここで大型店舗をやる場合のことです。

それから今、事業所等とかとありますけれども、これは大店舗の関係でございますので、商店、またはそれに営業所、大きいものですね、これらも該当でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 今、産業振興課長の答弁をちょっとお聞きしたんですけれども、この条例でございますが、第2条に中小小売業者、資本金の額の総額が5,000万円以下の会社ということで、この利子補給を受ける対象は小さい業者と私は思っていたんですけれども、今、課長の話では大型店が受けられるというようなお話であったんですが、ここをちょっと明確にしたいんですが。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 要するに大型店が出てくることによって影響を受ける店舗でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに御意見。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 改正前、改正後の内容がどう変わったのかということ整理して御説明をいただけたらと思います。全く内実が変わらないということでしたら、そのように答弁をいただきたいと思います。

それから、大型店進出対策資金融資ということについて、改正前、改正後、変わったことがあるのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） では、改正点の概要を御説明いたします。

まず1点目といたしまして、先ほどちょっと申しましたように、資金の体系、この簡素化がございます。14資金あったものを9資金にして統廃合して、制度がわかりやすくしたということが1点でございます。

それと2点目が、操業の積極的な支援ということでございまして、大店舗が出たということで影響を受ける以外にも、中小の企業が出やすくするというところでございます。

それから、資金の要件の見直しが入っております。期間の設定の導入、それと融資対象者、それと限度額の改正も盛り込まれております。それと短期間の運転資金としてリニューアル等による資金の利用も可能になっております。この改定が主な内容でございます。

それから、先ほど第2条の第3号の改正でございます。これは県の要綱の名称が改正されたもので、内容については変更がございません。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありますか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） この第3条なんですが、改正前は「県制度融資資金のうち大型店進出対策資金又は中小企業活性化支援資金」と、こういうふうに2つに限定しているわけですね、改正前は。それがこの2つともなくなるわけですね、今度の新しい改正後は。そうすると、県の制度融資資金というものの枠が、この2つに限定されないで、いわゆる枠が拡大されるというのか利用しやすくなると、こういうふうに理解していいのでしょうか、それがまず第1点です。

それから、参考までに過去の、これは旧野栄町にもあったんですか。もしなかったら、旧八日市場市でもいいんですが、いわゆる過去の大型店、この条例で利子補給をした過去の実績というのか、過去の利用状況の状況報告をいただきたいと。

それから、ごく最近の新規申し込みの、ごく最近というより、何かさっきの話だと実績が

ないという答弁がありましたけれども、いつごろまで直近では申し込みがあったのか、その辺の状況をお答えいただきたい。

それからせっかくの、確かにカインズホームとか、大型店が進出することによって、業種によっては本当にもうどうしようもない状況になっているわけですよ。そういう状況のもとで、やはり利用しやすい制度の内容に、いわゆる申請がしやすいものに制度そのものを改善していくという点で、もうちょっとこういうふうにしてほしいとか、そういう業者の、申請者の意見というのものも、意外にこういうものは面倒くさいわけですよ、さまざまな書類を要求されて、こんな面倒くさいもの、とてもいいやというような反応もあると思うんですよ。そういう意味で、ぜひ当市は当市として多くの方々に、せっかくの制度ですから利用しやすいような条件づくりというのか制度の改善、これを県とも協議して、そういうふうにしていくというふうにしていただきたいと、こう思うんですが、その辺はどう考えているか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） まず、2つの資金の件ですけれども、これにつきましては名称を変更してありまして、内容についての変更はありません。名称といいますと、挑戦資金という名称と、それから地域商業資金、このような名称の変更がありまして、融資の内容についての変更はございません。

それと、過去の実績ということでございますけれども、先ほど田村議員さんにも答弁いたしましたけれども、過去5年間には実績はありません。ただ、その前にちょっとこれは内容については定かではありませんが、旧エイトピアについてはあったと記憶しております。

それから、今この資金が借りづらいのではないかとすることは、これは御指摘のとおりでございます。その辺についても今後県と協議したいところでございます。

それで現在、融資関係につきましては、市が行っている預託融資、これについては現在、かなりの数の融資申し込みがございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

議案第5号 匝瑳市基本構想についてを議題とします。

増田企画課長から本議案についての概要説明を求めます。

増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） それでは、議案第5号 匝瑳市基本構想の概要について御説明いたします。

匝瑳市が誕生して初めて策定いたします基本構想は、地方自治法第2条に定められたまちづくりの基本指針となるものであり、また匝瑳市のまちづくりの最上位計画として位置づけられるものであります。

今回の基本構想につきましては、計画期間を平成20年度から平成31年度までの12年間といたしました。

初めに、基本構想の構成につきましては、第1章をまちづくりの基本的視点、第2章をめざす将来都市像、第3章を施策の大綱で構成いたしました。

第1章、まちづくりの基本的視点につきましては、視点1といたしまして、市民の暮らしを重視したまちづくり、視点2といたしまして、地域の個性を生かしたまちづくりを、視点3といたしまして、市民との協働によるまちづくりを、視点4といたしまして、総合的施策によるまちづくりを定めました。

第2章、第1項、めざす将来都市像は、「海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち」と定め、まちづくりの基本的方向性を示すテーマといたしました。第2項は基本目標でございます。第3項は主要指標でございますが、最終目標年度である平成31年度の人口、世帯、就業人口を推計いたしました。第4項は匝瑳市の土地利用の基本的な考え方と市域の整備の方向性でございます。

第3章、施策の大綱につきましては、将来都市像達成のために、分野ごとに基本目標を定め、その目標達成のための施策でございます。

基本目標1につきましては、「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」、これは健康・福祉・医療分野でございますが、健康や生きがいづくりの推進など6施策により推進したいと考えております。

基本目標2につきましては、「活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる」、これは産業・経済分野でございますが、農林水産業の活性化など4施策により推進してまいります。

基本目標3につきましては、「自然と共生し、快適で安全なまちをつくる」、これは生活環境・都市建設分野でございますが、自然環境の保護など4施策により推進してまいります。

基本目標4につきましては、「個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる」、教育文化分野でございますが、学校教育の充実など5施策により推進してまいります。

基本目標5につきましては、「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」、これは住民協働行財政分野でございますが、まちづくり情報共有の推進など3施策により推進してまいります。

以上、基本構想の概要を説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 企画課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） まず第1に、新市匝瑳市の新たなる基本構想を作成するに当たって、当然、過去の旧八日市場市、旧野栄町の基本構想、あるいは総合計画、こういう過去の存在していた基本構想等を、いわゆる実施したわけですね。そこでさまざまな諸問題、教訓というものが当然生まれるわけですよ。そういう過去の行財政全体の問題点とか教訓とかいうものが、今回の計画に、構想にどう生かされてきたかと。その点については、全くこの中には触れられていないわけですね。

それから第2点として、匝瑳市の行財政全体を本当に住民サイドで、住民の立場に立って物を考えていけば、これは匝瑳市の中だけでの創意工夫ではどうしようもないというのが実態ですよ。いわゆる例えば最近、消えた年金問題で、もうさまざまな報道がされ、これも直接は匝瑳市民の多くの方々に影響を与えているわけですよ、暮らしに。これは社会保険庁の乱脈なやり方とか何かいろいろある、これはたまたま年金問題。あるいはここには病院問題、市民病院の医師確保とか医療の充実も書いてあります。しかし、これもやっぱり国の医療政策というのか、いわゆる医療費の切り詰め、抑制政策が具体的に匝瑳市民病院の困難をつくり出しているわけでしょう。

農業問題だって、市長は市長自身も農家ですから農家の痛みはわかると思うんですが、米はどんどん下がって、大体農水省の計算だって米1俵つくるのに生産原価が1万7,000円近くかかると。その計算では農家の時給300円ちょっとでしょう、これも匝瑳市としてのどうしようもないことですよ。

そういう匝瑳市民の皆さんの、いわゆる笑顔あふれるとか、活力あるまちをつくるとか、快適な安全なまちをつくるとか、人々が輝くまちをつくるとか、いろいろなことづくめというのか、言葉としては非常にこれでいいと思うんですが、しかし、実態的にこの構想で幾ら頑張っていたって、外圧というのか、国の政治のやり方ですたずたにされているわけでしょう。そういうものに対して、国や県にきちっと何かを言うという方針はないんだよね、そこが大きな課題になっているわけでしょう。これは井の中のカワズというのか、そこで一生懸命泳いだって問題の解決にならない場合がうんとあるわけでしょう。なぜ国や県に対する対応というか、こういう構想の中で明らかにしないんですか。これが最大の課題になっているのではないのでしょうか、それが第2点です。

それから第3点目として伺いたいのは、人口推計の問題ですが、今約4万2,000人、これが11年後には3万8,000人、4,000人の減少という計画ですよ。これはここにコーホート変化率法というので計算して出てきた数字だと。私もこれはよくわからないんですが、行政というのは最初から減少傾向、人口がこうなるというような取り組みではなくて、やっぱり現状を維持する、あるいは少しでも人口増のために子育て支援をやる、お年寄りに対する医療費、いわゆる長生きができるような施策を展開する、人口が減少しないような、そういう中で基本構想、総合計画、実施計画が生まれるのではないですか。最初からもう4,000人も減るといような方針であれば有効な対策が生まれてこない、子育て支援や少子化対策、高齢化対策も4,000人減るんだから、今までどおりのやり方でいいという話。横芝光町で小学校6年生までの医療費の無料化を実施した。今度、成田市は間もなく始めますよ、あちこちで子育て支援のための対策が、どんどん今全国で始まっている。匝瑳市は子どもがふえなくなっていくという話になるのではないですか、これでは。私はそういう意味で、腰の引けた構想になっているのではないかと。結果は、それは減るかもしれない。しかしこの11年間の構想で、最初から4,000人も減るとい、こういう人口の推計計画ではかなり積極的な前向きなダイナミックな行政が生まれないのではないですか。その辺はちょっとこの構想に問題が残るのではないかと。

市長なんか、トップとしては、やっぱりそういうふうに感ずるのが前向きな施策を展開する行政マンとしては、そういうふうに感じるのが普通ではないのかなというふうに思うんですが、まずその点をお答えください。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 大木議員さんの3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、以前の各市町の基本構想、基本計画の評価はしたか、あるいはこれがどういうふう  
に生かされているかということでございますけれども、旧八日市場市、旧野栄町とも平成14  
年3月に基本構想及び基本計画を策定しております。策定後、間もないということで、合併  
協議による新市建設計画が策定されまして大きな変動があったため、そういった評価につ  
いては実施しておりません。ただ、そういった旧市町の考え方につきましては、新市建設計画  
を尊重することによりまして生きているというふうと考えております。

それから、匝瑳市の行財政に関しまして、国・県への要望ということで腰が引けていると  
いう御指摘でございますけれども、今そういった国・県への要望につきましては、市長会あ  
るいは県の方を通じまして要望してまいりたいというふうと考えております。

それから人口推計の問題でございますけれども、基本構想の目標年度の平成31年度の将来  
人口が約4,000人減少の3万8,000人になる見込みということで、非常に寂しい見通しとい  
うことになるわけでございますけれども、日本全体が人口減少傾向となっている中で、人口増  
の将来目標を設定して、それがどれだけ達成できるかといいますと、非常に達成困難な将来  
目標になってしまうというようなこともございまして、現状維持または人口を増加維持させ  
るための具体的な施策が、今のところちょっと見つからないというのが現状でございま  
すが、基本計画を策定いたします段階では、かなり積極的な施策を考えていかなければなら  
ないというふうと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） いわゆる基本目標の中に、結局、匝瑳市の内部でいろいろこうい  
うような形でこの11年間、こういう方向でやっていこうという方針、それが匝瑳市だけでど  
うしようもないこと、外圧だとかいろんなものがあるわけでしょう。それを市長会や県に要  
望していく、それも1つでしょう。そうであるならば、具体的にというか、基本的な見地を  
この構想の中にぶち込んでいく必要があると思うんですよ。その基本構想というのは匝瑳市  
の最上位計画ですよ。最上位計画の中にないものが、具体的には今後、総合計画や、あるい  
は実施計画の中に結局出てこないわけですよ。そこに記述されていないわけですから。で  
すから、結局十分な基本構想にはなり得ないということになると思うんです。

これはぜひ今後課題として、私ホームページでそれこそ東京の渋谷区、私、基本構想を見  
てみました。やっぱり外に向けた方向というのを出しているんですよ。そして、ましてやこ  
れは障害者計画のときにも指摘しましたけれども、今一番尊重しなければならない憲法を暮

らしの中に生かす、憲法を匝瑳市政の中に生かすという、そういう態度というの是一片もないですよ、ここには。

あるいは地方自治をいかに確立するかと。一番大事なところが欠けているわけですよ。私が見たあるところの基本構想では、そういうことがきちんと書かれているんですよ。これはなかなかいいなと私見ました。私はもうあらゆる議案の審議のときに、そういう基本的な姿勢の確立というのが今大事なんですよね。国から言われたから何度もその言うとおりに物をやっていたって、そこにはもう地方自治というのはいないわけですから。いかに匝瑳市としての独自の主張や独自の見解、独自の施策の展開というものが、これが地方自治でしょう。今や匝瑳市の行政全体が戦前と同じように、国の言うがまま、国の方針のまま、こうなったら恐ろしい事態を引き起こしますよ。そういう意味で、今後11年間の構想ですから、そのようなきちんとした心構えというのか、記述をしてやっていかないと、匝瑳市の行政は市民にとって本当に全くぬくもりのない、優しさのない、冷たい政治を、市政を展開することになってしまう。これがたまたま今回基本構想ですからそうですが、これから皆さんのところのいろんな計画とか、いろんな事業、施策を考えるときに、その基本姿勢をきちんと確立しないとだめだということを強調したいんですよ。これは今から訂正することはできないでしょう。

ですから、議会の意見なんかというのは、余り聞かないのではないんですか。例規集に確かに今回、今度新しく6つの都市宣言がここに掲載されました。これは大変前向きな、大変結構なことだと思うんです。基本構想の中に、その都市宣言の意義が、その考え方が全く貫かれないわけでしょう。どっちかと言うと、宣言というのは基本構想より上位に立つ宣言ですよ。そういうところを私が主張するそういうことは、市長、理解できないんですか。大木さんの言うのも、なるほどもっともだというふうにも感ずるんですか。問題は結局、これはもう今さら、これを議会に上程してしまっているわけだから、これは撤回とか、これを今さら修正とか、こういうのはなかなか難しいわけです。問題は今後の対応として、総合計画も出されてしまっているわけだよな、この概要版というのは。だからそういうものの修正というのか、そういうものがこれからどういうふうにやっていくか、その点伺いたいというふうにいるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 憲法擁護と地方自治法の具体化という表現がないということで、確かに全員協議会の席でも御指摘をいただいたというふうを考えております。具体的に憲法

擁護、地方自治法の具体化というような文ではございませんけれども、まちづくりの基本的視点におきまして、市民の暮らしを重視したまちづくりとか、地域の個性を生かしたまちづくり、市民との協働によるまちづくりと、こういった方針は掲げてございます。それで今後、この後どうするんだということでございますけれども、この後、基本計画、あるいは実施計画を策定するわけでございますけれども、その中でまた検討してまいりたいと思います。

それから、都市宣言が基本構想の中で具体的に触れられていないということでございますけれども、基本構想は匝瑳市の将来都市像を概念的に示した計画でございますので、都市宣言に基づきます個々の事業につきましては、基本計画あるいは実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんのおっしゃることもごもっともだと私は思っております。しかしながら、一軒のうちでも、やはりこれから10年先、どういう生活をするのか、どうしようかというやはり構想を立てると思うんです。それと同じように、企業だってそうではないですか。ことしはこれまで伸びたと。来年はこうしようと、再来年はこうしようというやはり構想を立てるのが私は普通ではないかなと、そういう思いの中で、あくまでもこれは構想ですから、やはり一軒のうちでも家庭でもみんな同じです。私はそういう思いの中で、やはり構想というのはつくっておかなければと思っています。

そういう中で、今度は実際に1年先どうなるかわかりませんよね、幾ら構想を立てても、10年先の保障をするものは私はないと思いますよ、こうなるというものは。そのときに初めて今度は近いうちに計画を出して、社会に対応するような計画に乗って生活をしていくということが私は次の計画につながるのではないかなと。あくまでも構想だということでございますから、その点につきまして、お互いに構想を持って、これからは生活をしていかなければ私は生活する意味がないと、また人間として、やはりそういう心を思うのが人間ではないかなと。10年後には自分のかわいい子どもが嫁さんをもらって、こういうふうになると。そしたらこういう方向に行こうよという、やはり一軒の家庭でも基本的な構想を私は立てて当たり前ではないかなと、そういう思いの中で、この構想は将来に向けての構想でございますから、その構想が10年後に、例えば構想に言ったけれども、その構想にマッチしなかったということもあり得ると思います。そのときには実施計画を立てて、そのときの社会の情勢に応じた生活をしていく、また地方自治をおさめていくと。地方自治の発展も促していくということが私は必要ではないかなというふうに考えております。

そういうものの中で、実は先般も副市長ともお話ししました。これからの少子化対策に対してどうしたらいいだろうかなど、そういう思いの中で、これは2人でお話したわけですが、匝瑳市の中で市有地がどれだけあるかなど。それをとりあえず調査しようではないかと。それによってその土地に20年とか30年と定着していただく方におかれましては、特別な待遇措置をするというような方法も検討する必要があるはしないかなというふうに、これはあくまでも構想でございます。また身近な構想でもあるし、また長期構想かもわかりません。

それと同時に、実は少子化対策につきまして、先ほど横芝光町のお話が出ました。横芝光町の方でそのような行政の中で検討して、あのような構想を出したと思います。しかし私たちにしてみれば、これからは、いかにして子どもとお母さんと、子どもの接遇をやはり大事にしていこうという思いを持って、実は野栄地域に子ども広場をつくり、またその子ども広場に私は3回行きました。その父兄の方々から中央にもつくってくれよという要望もいただいております。その要望を満たすことが、やはりこれはこれからの課せられた大きな問題ではないかなど。それですから、私はそのような声があれば、やはり中央にも子ども広場をつくりまして、子どもたちとお母さんがしっかりと抱き合いながら幼児の教育をしていただきたいというのも、一つの私は幼児教育の一環ではないかなというふうに思っております。そういう方向でもって、これからは対処していきたいと。

また、お年寄りに対しましては、紙ふうせんというあの施設をつくらせていただきました。これは社会福祉協議会とでございます。そういうものをつくって、やはりこれからの対応をしていかなければならないということも、私は構想の1つではないかなというふうに考えておりますので、そういう点、ひとつ大木議員さんも御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 企画課長、私は憲法擁護どうのこうのということではなくて、憲法をこの匝瑳市の行政、暮らしの中に生かすということをやったわけですよ。擁護というと、これはまた話が違って来るわけです。ですから、そういう視点が全国の幾つかのところで、そういう立場で構想をつくっているわけですよ。そういうのはこの匝瑳市では欠けていると。私なぜ欠けるかということ、障害者計画のときにもちょっと触れましたけれども、コンサルタントに頼むからだと思います。業者に委託するから、大体あのところはパターンがありますから、国からは、県からは、クレームのつかないような安全な構想をつくりますから、本当

に地方自治の立場に立った自主独立というのか、自主性のある言葉というのは出てこないわけですよ。

ですから今度、総合計画や何らかの形で、その趣旨を生かすというふうなお話ですが、しかし市長、これはあくまで構想だからと言っても、構想だから大事なんだよね。あくまで構想だからというのと、何か構想そのものを軽く、構想だから実際にやるのはこうなんだよというふうにも聞こえますから、どうも私はこれからの最高の上位計画ですから、そこにはきちんとした内容がやっぱり盛られる、基本的な方針、立場、そういうものがきちんと盛り込まれていなければ、行政そのものが間違ってしまうというのか、そういうことがあり得ると思いますので、最後にちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、この基本構想の策定に当たって委託した業者、それと金額は幾らになりますか。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 委託の業者と金額ということでございますけれども、業者は株式会社ぎょうせいでございます。それで契約につきましては、2年度にまたがっております、平成18年度が301万6,650円、それから平成19年度が336万8,400円ということで、コンサルにつきましてはほぼ終了しておりますが、今年度は印刷関係が大きい予算となっております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 若干、商工業についてお伺いをさせていただきます。

土地利用の基本方針という項がございまして、9ページにございますけれども、商業軸という記述がございまして、そして国道126号沿線は大型店の進出により、地域の商業の拠点となる核ができた。それで他地域、旭市とか成田市へ行っていた地域の住民がここで買い物をするようになった。そしてさらに商店などの集積を図りということがございまして、そして空洞化しがちであった既存の商店街との連携による活性化を促進するということでございまして、この商店街の集積あるいは既存商店街の連携について、どういうイメージであるのか。

またもう一点は、基本目標の活気に満ち、はつらつとしたまちをつくるという項で、商工業の活性化ということで取り上げられておるわけですが、臨空ゾーン、成田に近いということで、そういう条件のもとに優良企業の誘致と国道126号沿線における良好な商業軸の形成ということで、商業につきましては、国道126号線沿いに中心を持ってくるんだというような意味合いに私は受け取られるわけですが、その対策ということなんでしょうか、地元企業、商店については商工会と連携を強化しながら経営基盤の強化や設備投資、

そういう支援をするということが将来像ということでございますけれども、たまたま優良企業ということで、商店でないものは八日市場の工業団地はもう既にどこも空き地がないということで私も聞いておりますし、新たな展開を求めていくのか、今、大型店舗によりまして、地元商店はそれぞれ空洞化しているわけでございます。さらなる沿線に商業軸を持つてくるということになると、生半可な商工会、そういう商店等への支援では追いつかないと思うわけでございますが、この辺のところはどのように考えて、この商工業の活性化あるいは商業軸ということを考えてこの基本構想としたのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 国道126号線沿線につきましてということでございますけれども、現在、銚子連絡道路の計画もございまして、またその辺のところとの連携を図りながら、国道126号線沿いにかなり商業が形成されてきているというようなことで、その辺を生かしていくというようなことでございます。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） さらなるということで、今もたまたま私、砂原というところにいるんですが、旧道についた店舗がこの国道126号線へ移ってきているわけなんですけれども、そういうように地元というか、旧そういう商店の方が資金力があり、あるいは先ほどの資金の利用などで移ることができれば埋まってくるんでしょうけれども、よそから、あるいはまた別の大型店が来るようなことであっては、旧八日市場市の中央の商店街、あるいは旧野栄町もそうでしょうけれども、全部そういうところに吸収されて、旧来の商店というのは非常に窮地に陥るのではないかと思うわけでございます。ですから、この地元企業、商店については、商工会と連携を強化しながらということが書かれておりますけれども、実際に今までも協力、話し合いを持ちながらやってきたと思うんですけれども、目立った効果が上がっていないように私は見るわけでございますよ。でありますから、126号ということでやられますと、市内全域にわたって小さな商店というのは、もう廃業するしかないかなというような懸念を抱くわけです。

それと、銚子連絡道、この前も飯岡で旭市の決起大会がございまして出席したわけでございますが、あれが匝瑳市に入りますと、時曾根から笹曾根の集落の下を通過して、今のふれあい橋から伸びるバイパス、ちょうど須賀の長徳寺の後ろの約200メートルぐらい北側に見込めるわけでございますけれども、これの通る車がこの126号線へ流れてくるかというのがちょっと疑問に思うわけなんですけれども、その辺も含めてもう一度説明いただきたいと思いま

す。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 具体的な事業につきましては、まだどうということではできておりませんので、基本計画の策定に当たりまして、その辺十分検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ですから、この基本構想を実現するために、無理をして今の企業が衰退しないような基本計画をお願いしたい、要望したいと思うわけです。課長の答弁をもう一度よろしくお願いします。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 既存の商店が生きるといいますか、だめにならないようなということでございますけれども、そういった点も踏まえまして、実施計画、検討させていただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） ただいまの浪川議員の質疑に関連すると思いますけれども、商工業の活性化にも関連をしまして、この観光開発について、この観光資源の利用活性化といった意味で、道の駅に準じた、いわゆる海の駅と申しますか、こういった構想があるのではないかというような話が商工会関係者の方からたまたま聞こえてきたりするんですけれども、海岸線の飯岡・一の宮線ですか、この路線において、旧蓮沼村では海の駅に近いといいますが、これに近いような趣旨の市場があるようですけれども、この海の駅と言われるような意味合いで、具体性といえますか、計画といえますか、構想といえますか、こういったものには観光開発という面から見て、いかがなものでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 観光につきましては、振興を図るということはもちろんでございますけれども、まだ事業としては、どういったものを具体的にということでは決定しておりませんので、実施計画を作成する段階で、そういったことも検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 構想といえますか、今度新たに商工会が旧八日市場市、旧野栄町、合併をしまして、商工会のメンバーの皆さんも大変今、苦慮しておると思います。こういった中から、意見等が出ておるといような、そういう希望が出ていると、こういった面についてはいかがですか。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） この基本構想を策定いたします前に、各団体から懇談会ということで、いろいろ意見をいただいております。商工会も当然入っておるわけでございまして、その辺の意見を十分生かせるように実施計画、検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 観光協会も何か先刻、会長さんもおかわりになっているようで、ひとつ議会関係者もおられるようですから、もろもろの意味を含めて新たに匝瑳市はすばらしい白砂青松の海岸線を持っているわけですから、そういうバックグラウンドを生かした観光資源の有効利用という面から、ぜひ構想の中にも取り入れていただきたいと、このように希望させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

越川竹晴君。

○2番（越川竹晴君） 一、二点、ちょっとお伺いいたします。

先ほどの企画課長の3月の全員協議会の話がされましたけれども、たしか3月の定例全協の中で、この基本構想に関連してなんですけれども、合併特例債事業の計画詳細について、6月議会で提案をさせていただくというような答弁をされたことを私、記憶しているんですけども、今回この6月定例議会で提案をされなかった理由、それからいつごろこの特例債事業については提案をされ、協議をする場を持たせていただけるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 合併特例債事業の変更につきましては、3月議会で報告をさせていただいたというふうに記憶しております。

○議長（山崎 剛君） 越川竹晴君。

（何事か発言する者あり）

○2番（越川竹晴君） たしか、合併してもなおかつ厳しい財政状況であると。またこの特例債事業がさらに首を絞めかねる計画にもなりかねないということで、議会の方にも小まめに協議の場を持っていたきたいということを、私、全協で言わせていただいたときに、6月議会でというようなことを聞いたと思うんですけども、勘違いでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 合併特例債事業の変更につきましては、3月議会のときに新市の主要事業ということで、このA3判の用紙で報告させていただいたと記憶しております。それで今後実施計画、また策定するわけですけれども、その中にも、もう一度また検討するということになるかと思えます。

○議長（山崎 剛君） 越川竹晴君。

○2番（越川竹晴君） そうですか、わかりました。ありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 添付資料で、匝瑳市総合計画の策定経過についてというので、平成18年5月19日、業務委託契約というところから、ことしの5月21日までの経過報告が出ています。議決は基本構想のみですが、基本構想と基本計画が合わさって総合計画、また基本構想に基づくとところで基本計画が立てられるということで関係するというふうに認識していますので、それで伺いたいと思いますが、先ほどの答弁で、平成14年3月策定ということで旧市旧町の基本構想、計画が策定されました。それから合併に当たる新市建設計画が平成17年に10年間の計画ということでつくられました。それからこのたび平成19年6月議会に議案として出された基本構想は、来年度から平成31年度までの12年間の構想計画ということなんですけれども、このこれらの重要な市の行政の柱となる計画をつくるということに当たっては、アンケート調査や各種団体の意見をいただいたり、また市民フォーラム21の中で議論をいただいたりということで、旧野栄町でも同じような方向で行われてきたものだろうと思います。非常に多額の経費をかけてきたというふうに思っています。

それが先ほどの答弁では、過去につくられた、旧市、旧町の基本構想、計画がどうであったか、それからどこが現在到達してなくて不足しているのか、またそこから見る新たな課題はどうか、教訓はどうかという総括というのが一切されてなくて、それでいきなり合併に当たって新市建設計画がつくられ、新市建設計画は外せないよと言って基本構想、計画を打ち立てるということですね。

ただ法律上、基本構想、計画は、市はつくらなければいけないのはよくわかります。ですので、つくらなければいけないということならば、多額な費用はできるだけかけないということで、市民に対しても、こういう簡単なつくり方で、ただ内容だけは十分理解していただけるような内容でということで配布すべきではないでしょうか。

株式会社ぎょうせいさんの方に委託契約を結んで、これから印刷ということのようすけ

れども、財政逼迫状況と言われている中で、この短い期間に3回も同じようなきれいな装丁の立派な冊子を印刷し配布するということはどうなのかなというふうに思います。

本来ならば、過去のをきちんと総括して、むだの出ないようにというんですか、教訓として生かせるように、今回の構想や計画がつくられなければならないと思っています。それがなされていません。大変残念です。

3月議会の前には、全員協議会が開かれて、そのことについては議案として出される前に十分議会議員が出した意見は酌み取っていただくようにということも申し添えもあったかと思いますが、それも余り反映されていないというふうに思います。

それで、これからこの総合計画はどのような形で本になって、市民に配布されるのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、平成14年3月に策定された旧市町の総合計画、それから新市建設計画、今回の基本構想、計画の総額の経費、約で結構ですが、総額どれぐらいかかっているのか、計算をしていただきたいと思います。

それと中身なんですが、議案のまず6ページの主要指標の推計、大木傳一郎議員の方から、人口が平成31年度には3万8,000人になる見通しと。流れるままにということで、こういうことで指標を立てて基本構想をつくって、どうなのかという質問があったかと思います。この主要指標の推計は推計として、人口というのはこういう壮大な計画を立てるときに、一番大もとになるものだと認識しています。人口が仮に10年後、ふえるのか減るのか、また1万人ふえるのか、1万人減るのかによって、行政である自治体がどのような計画を立て、執行していくのかという、大きく変わるというふうに聞いています。ですから人口がこれだけ減るという見通しで、それに沿って計画を立て執行するとすると、ますます匝瑳市は財政的にも、それから市全体の活性ということについても落ち込んでいくというのが見えてしまいます。それでよいのかという大変に疑問を抱きます。この時期に、合併して1年ちょっとの新市ですから、将来展望が持てるようなところを、わらをもつかむ気持ちで執行部の方で探っていく、また市民に理解をしてもらいながら、また市民の知恵を出してもらいながら、一緒になって盛り立てていくという、そういう方向性を示さなければいけないのではないかと思います。それが全く見えません。

8ページの第4項、土地利用の基本方針というところを読みました。それで、都市的土地利用、自然的土地利用というふうに分けてあります。それからエリアと2つの軸ということで、里山・歴史交流エリア、田園の生産エリア、また商業軸と海洋リゾート軸というふうに、

匝瑳市の地図を図面にして、土地をどう利用していくかというふうに図面として示しているように思われるわけですが、この土地利用の基本方針の中には、匝瑳市民が日々生活のために働くという、その生産現場とか産業ということがきちんと反映されていないというふうに見えます。一番わかりやすいところでは、私が住んでいます飯高地区ですが、恐らく飯高地区は里山・歴史交流エリアに入るだろうと。商業軸、海洋リゾート軸ではないと。里山・歴史交流エリアということなんです、確かに田んぼと畑があります。畜産をやっておられる方もあります。しかし、飯高地区で暮らしていき続けるには、行政のサービスを受けるだけではなくて、その中で営々と産業の活動に参加していかなければいけない。では農業や畜産はどうか、将来展望が今見えていません。それから林業というふうに里山・歴史交流エリアの中には出てきますが、先日、当局に伺ったところでは、匝瑳市の林業というのは、産業としては見なくてよいのではないかと、見えないという回答がありました。それが農業、畜産、林業などということここに出てくるわけですね。全く本当の意味の地域や土地というのを知らない基本方針になっています。これでは一番匝瑳市という地域というんですか、市に住んでいる方々のために何かをしていくというときに、こういういいかげんな見方で基本方針をつくったら何も生かされないのではないかと思います。

このことはやっぱり地域を知らない、机の上でだけつくられてしまった方針であるからではないかと。それはやっぱり究極的には委託契約を結んだ業者の方に委託して、その中で自動的につくられているものだからではないかと思えます。こういうつくられ方をしたものを大金をかけて本にして配布することの問題と、それからそれがこれから12年間の市の基本的な柱ということで、何かあればこれに基づいて執行が行われるということになるわけですから重要な問題ではないでしょうか。そのことについて市長はどういう答弁をされるのでしょうか、いただきたいと思えます。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 最初に、先ほど田村議員さんからいいかげんなという言葉がありました。職員が、それこそ自分の土地で、ここで生まれ、ここで育って、ここで命を埋めるといような方々でございます。いいかげんな私は考え方もってこの策定は取り組んだのではないのではないかなと。むしろ英知を出し合って、その英知の中で足りない分をコンサルタントを呼んできて、コンサルタントに説明をしながら、御指導をいただきながら、私はこのようなものができたのではないかと、かように思っているものでございます。それですから、職員は職員としてのやはり思いの中で、私は一生懸命努力したのではないかなと考えて

おります。

また、先ほど私が申し上げましたように、あくまでもこれは構想でございますから、やはり構想は大きく持っても結構です。しかし構想だから、全部構想どおりにいくかということは私はあり得ないと思います。それは人口でもそうです。今ここでもって、じゃこんなのつくれないといった構想を出した場合に、10年後にがらっと減ってしまったら、何でこんな構想を出したのかということも逆に言われるのではないかなと。やはりこの構想は、基本はあくまでも専門家がいろんなデータの中で人口がこのようになりますよという基本的な勉強をした方の中のお知恵の中で出されたものですから、恐らくこのように私は出したと思いますよ。決していいかげんに出したというようなことではないと思います。その点、改めまして御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 旧市町において基本構想、それから総合計画策定して、またさらに新市建設計画を策定して、また今回、基本構想ということでむだではないかという御指摘でございますけれども、決してむだであるとは考えておりません。この基本構想につきましては、新市になりまして策定しなければならない法定されていることでございますし、今後の12年間の基本方針ということでございますので、これは絶対に必要な内容であるというふうに考えております。

それから、ちょっとどれくらいかかっているんだということでございますけれども、金額については、現在のところ把握、ここでは今わかりかねます。

それから、人口推計が減少ということでございますけれども、合併の目的というのは、少子・高齢化に対応して行財政基盤を強化する、だから合併するんですと、こういう理由づけになっております。そういったことも踏まえまして、むだは省いていくことが必要かと思えます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 先ほどの経費については計算してください、後でも結構です。ぜひ計算してお示してください。

それから、合併協議を議会議員としてずっとかかわって今に至っていますので感じることもなんですが、この基本構想を見ますと、少子・高齢化の中で継続できる行政運営のために合併をするということで合併したかと思えます。そうしますと本当に近い将来、もう一回合併をするという提案が出されるのではないのでしょうか。だから市長の方では、これはあくまで

も構想ですからと、実施計画ではないですからというような、構想ですからというようなよくわからない答弁をされますし、具体的なところに踏み込んだ内容にはなっていないくて、知らない人が見てもそうだなと思えるような内容になっていると。

そこで伺いたいんですが、基本構想、基本計画、そして3年ごとのローリング方式による実施計画で市政が執行されるというのはわかっています。実施計画ということが先ほど来、強調されているんですけども、この基本構想、基本計画に基づいて中長期的に市政の計画を立て執行していくという、そのことについてはどういう認識なんでしょうか。議会の答弁であるということで明解な答弁をお願いしたいと思います。後々ずっとそのことが残っていきますので、市長をお願いしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村議員さんの御質問にお答えをいたしますが、市長は次の合併の構想を考えて構想を打ち出しているのではないかというようなお話がございました。もう私は合併だけはこりごりでございます。人生の中でこの上ない苦しみのあった私は年はないのではないかなと、自分自身ではそう思っております。皆さんはどう思っているかわかりませんが、私はそう思っております。しかもまだ結婚して新婚の味も出ないうちに、今度、離婚してまた結婚ですか、それは私としては到底想定できません。そういうわけでございますので、決して合併を想定して、このような構想を私が言っているわけではございませんので、その点、誤解のないように改めまして本席をおかりいたしましてお話をさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 先ほどの委託、印刷関係ということでのお話でございますけれども、旧八日市場市では平成11年度165万9,000円、平成12年度467万2,000円、平成13年度556万5,000円ということで、トータルで1,189万6,000円、先ほどの基本構想の経費ということで計算をというお話です。よろしいですか、平成11年、平成12年、平成13年度で1,189万6,000円、これは旧八日市場市です。それから旧野栄町では約280万円でございます。

○議長（山崎 剛君） 江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） この基本構想について、いろいろな参考なる質問やら御回答をいただきまして勉強になったところです。

私はこの基本構想を一言で申し上げますと、大変よくできていると、お世辞ではありませ

ん。

(「だって専門家がつくったから」「ぎょうせいがつくったから」と呼ぶ者あり)

○9番(江波戸友美君) ぎょうせいがつくろうと専門家がつくろうと、私は当市にとって大変よくできていると思います。しかし、このよくできたものを、よくできたものとして、匝瑳市のためにするために、これからの私は匝瑳市の時間があると、こう考えるわけです。

先ほど市長の答弁の中で、少子化対策とか土地の有効利用、遊休地をして、後継者ないしは定住者をふやすとか、これは一つの基本構想に対する肉づけなんですね、それを一つの肉づけの実践、つまり政策の実践だと。そういった肉づけを次から次へと打っていく、政策を実践していくと、それがこれからの時間帯なんですね。ですから、この構想は私は別にお世辞でも何でもなくて、このとおりにやっていったら実に素晴らしいものだし、素晴らしい構想だと、こう思っています。

それから、これを実践するために計画を達成するためには、ここに人口統計というか指標がありますけれども、人口が減って自治体が力がつくわけではないわけですね。あわせて今、私が申し上げたいいろんな大小取りまぜた政策の実践、つまり構想への肉づけと相まって、人口も本来減ってはならないと。言いかえると減らさないように、匝瑳市としての自治体としての力、力というのは言いかえれば経済的な力、経済力と言いかえてもいいわけですね。そして無限に政策の範囲というのは広がってくるわけですね。その広がってくる政策の範囲がこの基本構想には私は含まれていると。ですから大変よくできていると、こう思うわけです。

恐らくこれをつくって、市長は、私はもう合併というのはこりごりだと言った意味がよくわかりますね。なぜならば、合併でいろんな矢面に立ったと、苦勞されたらろうと。私も委員の端くれでしたからよくわかります。しかしながら苦勞されて合併できた。ところがここに基本構想があって、この構想のうちの、これは何だ、これは何だこうだと言われると、言葉はどうかわかりませんが、もうちょっと待ってくれ。これを今から肉づけをして、政策としていろんなものを実践するんだよと、あれも言いたいこれも言いたい、あれもやりたいと、こう思っているはずなんです。

と思うところで、私は質問というより、もう何年、12年ですか、あるわけですから、しっかりと匝瑳市の将来のために、この基本構想に肉づけをする、計画の実践のために何かの事業をやる、また経済力をつけるために政策を打つと、こういったことをどんどんやっていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 本当にありがたいと申しましょうか、激励の言葉をちょうだいいたしました。私もせっかく結婚しました、この地域が。この新婚の味を多くの市民の方々に喜びを与えてやると、これが私に課せられた大きな責務だと思っております。それだけに私は次の合併なんかは、私の頭の中には毛頭ございませんということを改めましてこの席でお答えをさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 市長のそのお言葉を私は期待したんです。ということは、そういう精神が皆さんも、そちら側でこっちを見ている方々の心の中にも、これをつくったり関係したり、いろんなセクションで仕事をしたりしながらあると思うんですよ。そういうことで、これの実現に向かって改めて心を新たにしていっていきたくと。改めて申し上げますけれども、これは大変よくできた構想ですよ、やってください、お願いします。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 先ほど主要指標の推計で、平成31年度には人口が3万8,000人になる見通しというところ、これは私、重視したいと思います。

それから年少人口が全体の1割を割り込み、老年人口が3割以上になると予測されるということで、ではこの平成31年度にこうなる匝瑳市の見通しもある中で、では匝瑳市行政、市民に対して何を重視してやっていくのかという、その指針が大事だろうと思います。

産業の活性化ということは、今何よりも増して求められていると私は考えているんですが、ただ、今現在の基本構想、計画の中では、具体的にどうしていくということが見えません。産業の活性化というのは当事者がともかくも頑張ってくださいと。行政は当事者から求められれば、そのことを検討するというのがこれまでの市長の方針でしたから、そうであろうかと考えています。それならば、行政が最も行政としてしなければならない市民の命と健康を守る、それから教育や福祉や医療や、そういう部分、特にソフトの部分について、重点的に予算をかけ、また実施計画の中にもいろいろ盛り込んでやっていってほしいと求めるわけなんです、施策の大綱というのが第3章にあります。この中で何をこれから十一、二年にわたって匝瑳市は重視していくのかということを最後に明解な答弁をいただきたいと思います。

---

◇

### 会議時間の延長

○議長（山崎 剛君） この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決しました。

---

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 農業、農作業の問題でございますが、私は今回、椿海地区におかれまして大型の圃場整備がスタートするというところでございます。それにつきましても、やはり応分の補助を出しまして、負担金を同じに出させていただきました。それでもって余力を与えていくと。

ただ、私が残念で一言言いたいことは、本当に農家の方々が大規模圃場を整備することによって、その土地をしっかりと耕してもらえるのかなど。逆に大型企業の進出もいろいろわさされております。そのための企業の開発であってはならないということは、私ははっきりといろんな席で申し上げております。そのぐらい私は農家に対しましては、そういうような思いを持っているということを御理解を賜りたいと思う次第でございます。それと同時に、実はこれは先取りどうのこうのと、言われてから市長はやるんだというようなことを言っておられましたが、実はふれあいパークだってそうでしょう、皆さんに言われないうちに私はやったわけでしょう、例をとれば。それと今度、ここで言うことはまだ早いかなと思いますけれども、県の方の農林部の方でふれあいパークのあの近在に大型観光の施設をつくってやりましょうというお話をいただいております。これはそれこそ構想でございますけれども、5年先か6年先かわかりませんが、一応そういう話もありますので、近いうちに県の方へ行って、その問題についてお話をしていきたいと。これは県にも話してございますので、改めてこの席をおかりいたしまして、私がそういうような思いで先取りをしないのかというならば、こういう先取りもしていきますよということも、あえて言わせていただく次第でございます。

以上でございます。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終結いたしました。



議案（第1号―第5号）・請願（第1号―第3号）の委員会付託

○議長（山崎 剛君） 日程第2、これより日程に従いまして議案第1号から議案第5号までと、請願第1号から請願第3号までを、会議規則第37条及び第134条の規定によりお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

なお、付託表の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

常任委員会に付託されました諸案件につきましては、平成19年6月22日の継続市議会の開議時刻までに審査されますことを会議規則第44条第1項の規定によりお願い申し上げます。

各常任委員会の日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 4時47分 休 憩

午後 4時48分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の日程を事務局長をして報告させます。

實川事務局長。

○議会事務局長（實川豊治君） それでは休憩中に打ち合わせをいたしました各常任委員会の日程につきまして御報告いたします。

総務常任委員会、6月14日午前10時から野栄総合支所、文教福祉常任委員会、6月14日午前10時から第2委員会室、産業建設常任委員会、6月14日午前10時から第3委員会室。

以上でございます。



#### 次会日程報告

○議長（山崎 剛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月14日は各常任委員会の日程で、6月15日は常任委員会の予備日とします。

なお6月18日は質疑調整のため休会で、6月19日火曜日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。



#### 散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会します。

午後 4時49分 散 会